

国際協力事業団
(JICA)

パラグアイ原住民の現況に関する調査

小笠原ホルヘ作

アスンシオン—パラグアイ

1995年3月

108
20
P4

国際協力事業団
(JICA)

パラグアイ原住民の現況に関する調査



27667

JICA LIBRARY



1119742131

小笠原ホルヘ作

アスンシオンーパラグアイ

1995年3月



目次

	頁
1. 緒言	1
2. 原住民種族の歴史	2
2.1. アメリカ大陸における原住民種族の歴史	
2.2. パラグアイにおける原住民種族の歴史	
3. パラグアイの原住民種族の概要	6
3.1. パラグアイの原住民の人口	
3.2. 在住地域と分布	
4. 原住民の社会及び経済状況	14
4.1. 家族の状況	
4.2. 土地の所有状況	
4.3. 主要生産物	
4.3.1. 農牧業	
4.4.2. 工芸	
4.4. 雇用	
4.5. 教育	
4.6. 衛生	
4.6.1. 主な課題	
4.6.2. 主な病気	
4.7. 社会組織	
5. 原住民部落の主な課題	32
6. 公共の原住民支援機関	34
6.1. パラグアイ原住民機関 (INDI)	
6.1.1. 機能	
6.1.2. 主要目的	
6.1.3. 戦略	
6.2. 農牧省 (MAG)	

6.3.	厚生社会福祉省	
6.4.	教育及び文化省	
6.4.1.	原住民の教育の現況	
6.4.2.	現在までの活動	
7.	原住民種族の法的措置	44
7.1.	パラグアイにおける原住民に関する法律	
7.2.	過去	
7.2.1.	植民地時代	
7.2.2.	独立以降	
7.2.3.	フランシア博士政権時代	
7.2.4.	ロペス家政権時代	
7.3.	現在	
7.3.1.	1992年の憲法	
7.3.2.	法令第904/81号 原住民部落の条令	
7.3.3.	協定第167号	
7.3.4.	原住民の方針	
8.	非政府機関（ONG）及び外国政府機関の原住民への支援	48
8.1.	非政府機関	
8.1.1.	原住民部落サービス協会（ASCIM）	
8.1.2.	ソブレビベンシア	
8.1.3.	原住民部落協会（API）	
8.1.4.	パラグアイ原住民派協会（AIP）	
8.1.5.	マリア・インマクラダ信者	
8.1.6.	新部族ミッション	
8.1.7.	その他	
8.2.	外国政府	
8.2.1.	国際協力事業団（JICA）	
8.2.2.	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ)	
9.	結論と勧告	62
9.1.	結論	

9.2. 勸告

10. 参考文献一覧

65

10.1. 参考文献

10.2. 調査機関

付 属 資 料

1. 県別、種族別一覧表
2. 県別、種族別位置図
3. 写真集
4. 法令第901/81号（原住民に関する定款）

1. 緒言

パラグアイ共和国の経済は基本的に農牧業及び林業の分野に依存しており、経済活動の主体となっている労働人口の50%が国にとって重要である農村部に居住している。また、当国は都市及び田園の人口のバランスを保ちつづけるラテン・アメリカ諸国では数少ない国である。この農村地方には、総人口に対して占める割合は1.2%と小さいが、原住民の94%が現在住んでいる。

大部分のラテン・アメリカ諸国の様に、パラグアイの原住民は極めて貧しい状況にあり、高い各種の罹病率、低い教育水準、組織されていない生産制度、低い収入等が見られる。

しかし、この人口的に小数ではあるが、原住民の物文化、習慣、言語、薬草及びその他の知識等を通じて提供されたものは、古くからパラグアイに根をおろし、代々パラグアイ国民に受け継がれており、国にとっては貴重なものである。

このような事から、本文に記す内容は全国に住む原住民の現況に関する資料を提供し、これによって、今後公共機関、原住民組織等が原住民集落で活動を行う場合、その基礎資料となる事を目的としている。

本作業は、国際協力事業団（JICA）の要請によって行われたものであり、遂行のため原住民関係の問題を取り扱う公共及び民間の機関からの協力を得られた。また、確かな情報を得、その場に於いて確認を行い、実施されている活動、並びに原住民集落の諸問題をより理解するため、地方へも出張した。

全体的に本文は、国に住む原住民の問題を引き起こしたと思われる要因から、社会的、経済的、法的状況の描写を行い、公共及び民間が、パラグアイの原住民部族の開発のために行っている活動を総括してみたものである。

原住民という課題は複雑であるため、本文が提供するものは、この分野の知識人にとっては、目新しいものはないかもしれないが、そうでない人々にとっては、基礎的内容であるため、大変便利であると考えられる。

最後に、本文を作成するに当たって、常に親切に対応し、貴重なデータを提供して頂いた数多くの公共及び民間の機関、特にチャコへの出張の際には通訳兼ガイドを努めて頂いたニバクレ部族出身であり国立ビルコマジョ河多種利用委員会の代表であるエミリオ・ヒメネス氏に感謝の意を表す。

2. 原住民種族の歴史

2.1. アメリカ大陸における原住民種族の歴史

科学者等の研究によれば、過去に発見された道具等から、アメリカ大陸には約一万二千年前から住んでいるものと推定されている。

一説によれば、アメリカ大陸の原住民はアジア大陸の原住民と近い親戚関係にあり、当初はマンモス等大きな動物のハンターとして生活をしていた。彼らは、大陸の距離が約80キロメートルであるベーリング海峡を通じて渡ったと考えられているが、その方法と状況については、今日まだ見出されていない。

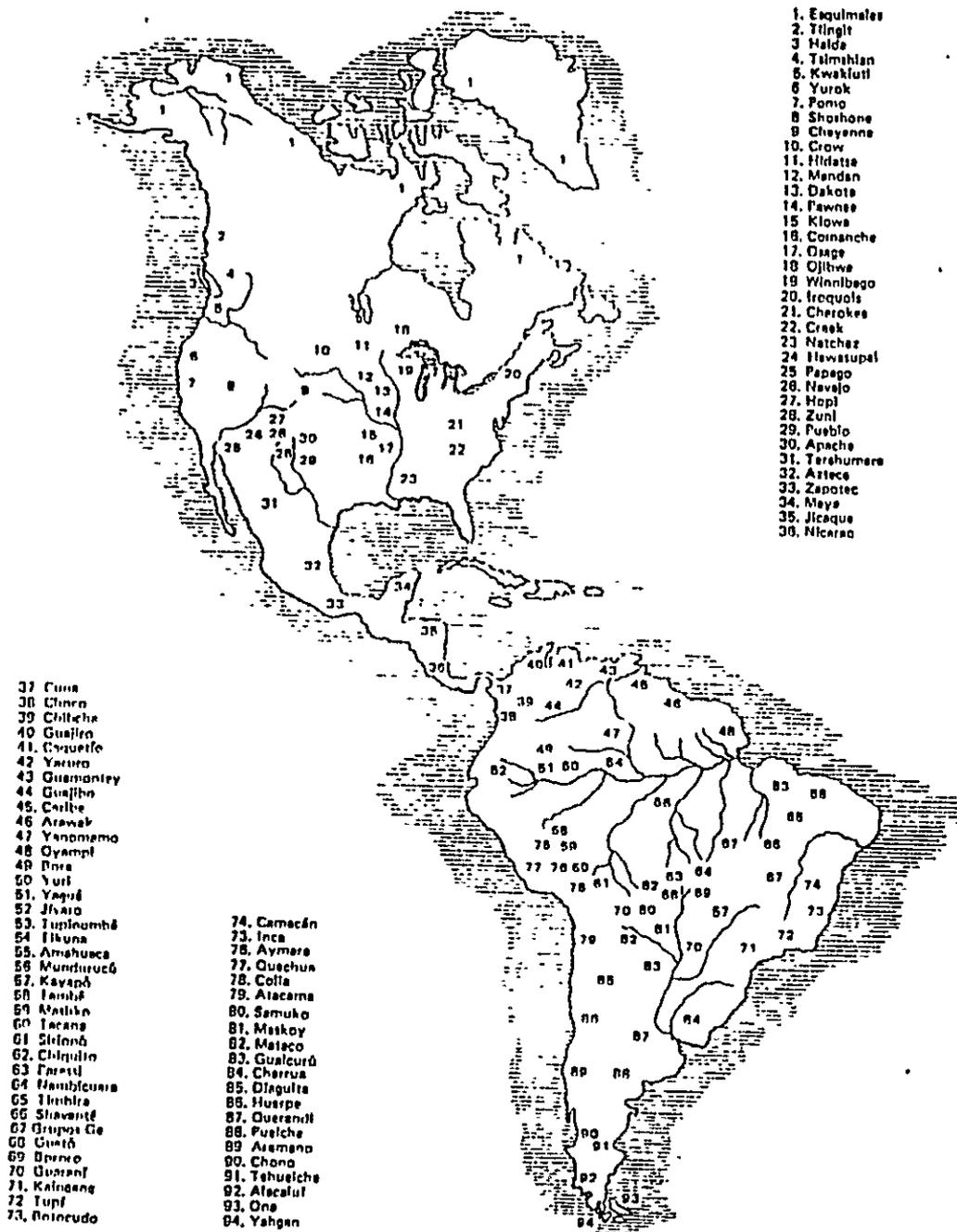
アメリカの地に在住した後、ゆっくりと太平洋側に沿って南下を始め、中米、そして南米まで下った。

この原住民は南下するにつれ、環境、植物、動物等の環境が著しく異なるため、地域ごとに異なる民族としての生活適応の変化を必要とした。

アルゼンチン北東部においては、約八千年前に原住民が定住した形跡が発見され、それらによると既に多様な経済活動が行われていた。なぜなら、彼らは大きな動物のハンターであるとともに、野生の果物の収集したり、植物の根を利用したり、草の種をも収穫していたからである。

図-1にアメリカ大陸に住む94グループの分布を示す。

AMERICA INDIGENA: GRUPOS TRIBALES



出典：チャコ原住民の舞台。過去及び現在
 ASCIM 1982年

図-1 アメリカ原住民：一般グループ

2.2. パラグアイにおける原住民種族の歴史

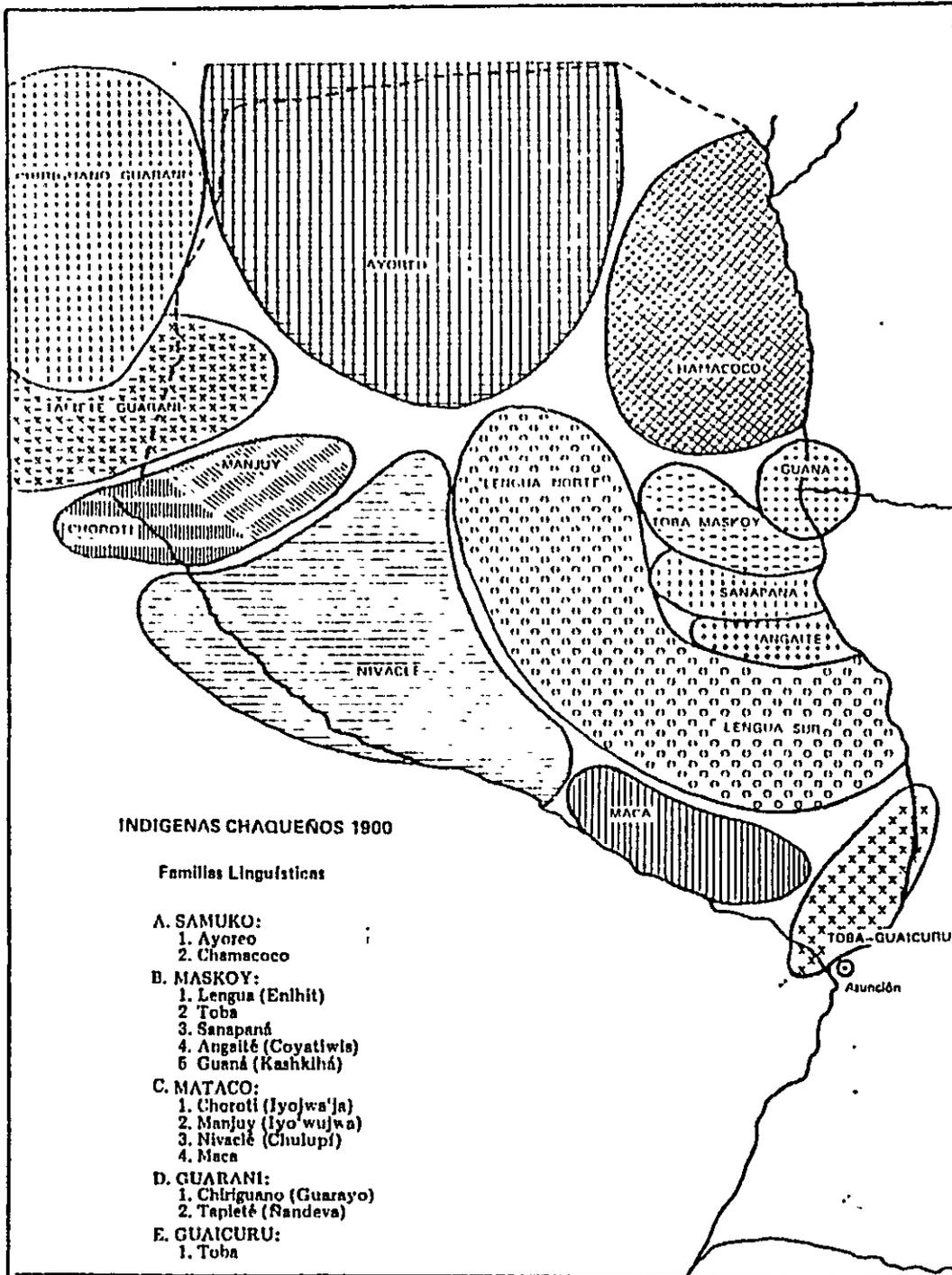
南米大陸への移動の際、湿地森林に住む原住民の多くは、カリブ海岸そして、大西洋海岸を下った。

この様にして、徐々に各地域に在住し、現在パラグアイの東部地方及びブラジル・パラナ州のパラナ河周辺地域まで広がり、経済は狩猟と収集を基にしていた。他の森林に住む原住民は、大河をさかのぼり、漁、狩猟、果物とキャッサバ等各種の根を収集していた。

この移住民族の中に、グラニー言語の種族が居た可能性があり、彼らは当初当国の東部に住み着いた。

チャコ又は西部においては、3種類の移住民族が見られ、これらは約千年から二千年前にこの地方に住み着きはじめた。

当初は、北東（現在の中央ボリビア）から、古代マスコイ種族が移動してき、これらはチャコ内部の移動及び定住段階で、サナパナ、トバス、アンガイテ、グアナスとレングアスの最低6つのグループに分かれた。第2の移動はマタコス種族であり、かれらは主にピルコマジョの河川に沿って下り、その移動の段階で、タピエテス（ニャンデヴァ）、マカ、そしてニバクレスのグループに分かれた。第3の一番新しいチャコの定住者はサムコ言語に属する者達である。彼らは、西暦約1500年頃、アマソンの原住民により、移動を強制され、本国の北部からチャコへと進入した。彼らの現代の子孫は、アジョレオやチャマココである。図-2にチャコにおける原住民の分布をしめす。



出典： 出典： チャコ原住民の舞台。過去及び現在
 ASCIM 1982年

図-2 チャコ原住民の分布 (1990年)

3. パラグアイの原住民種族の概要

3.1. パラグアイの原住民の人口

1992年に行われた住居及び国勢調査によると、パラグアイの原住民の人口は49,486人で総人口の1,2%しか居ないとの事である。

農村地方と都市部の人口のバランス（夫々49.7%に50.3%）がとれている総人口と異なり、原住民の人口は全体の6.1%のみが都市部に在住しており、大部分は農村地方に住んでいる。

表-1でみられるように、人口の性別構成は、女性100人に対して男性107.5人と男性の方が若干多い。この原住民の人口の男性優位は総人口の100.9より強く、地区別に比較すると、農村地域では低く、都市部に於いては高いことが分かる。

人口の年齢構成については、総人口同様、増加率の高い人口特有の年齢構成が見られ、10人中4.4人は15歳以下である。そして、15歳から64歳以下の就業人口は54%である。

総人口及び原住民の年齢別の構成は似ているが、0~9歳までの幼児人口に違いが有る事を分かる（表-1を参照）。これは原住民の幼児死亡率が高い事を示しているものと考えられる。

表-1 原住民の年齢別構成

構成 年齢	総人口			原住民			若年		年齢 区分
	計	男性	女性	計	男性	女性	総人口	原住民	
0~4	609,206	310,095	299,111	8,770	4,492	4,278	2,776,535 66.86%	(0~30) 35,297 71.33%	0~14 847,394 43.81%
5~9	594,283	302,325	291,954	7,229	3,779	3,450			
10~14	521,614	265,289	256,325	5,679	2,919	2,760			
15~19	393,220	196,052	197,168	5,321	2,603	2,718			
20~24	347,259	171,483	175,776	4,468	2,274	2,194			
25~29	310,953	154,005	156,948	3,830	1,967	1,863			
30~34	286,081	144,986	141,095	3,270	1,728	1,542	1,376,413 33.14%	(30以上) 14,190 28.67%	15~64 26,489 53.53%
35~39	240,051	121,493	118,558	2,497	1,277	1,220			
40~44	190,182	98,338	91,844	2,163	1,145	1,018			
45~49	152,250	76,655	75,595	1,649	921	728			
50~54	131,467	66,620	64,847	1,405	755	650			
55~59	93,226	46,195	47,031	953	516	437			
60~64	93,260	45,959	47,301	933	527	406	65~	1,320 2.67%	
65~69	67,077	32,017	35,060	497	281	216			
70~74	50,510	23,457	27,053	423	243	180			
75~79	35,248	16,234	19,014	196	104	92			
80~84	21,591	9,238	12,353	119	58	61			
85~89	10,486	4,130	6,356	54	30	24			
90~	4,984	1,694	3,290	31	17	14			
	4,152,948	2,086,265	2,066,683	49,487	25,636	23,851			
	男性の優先度=100.9			男性の優先度=107.5					

出典：1992年度、国勢調査

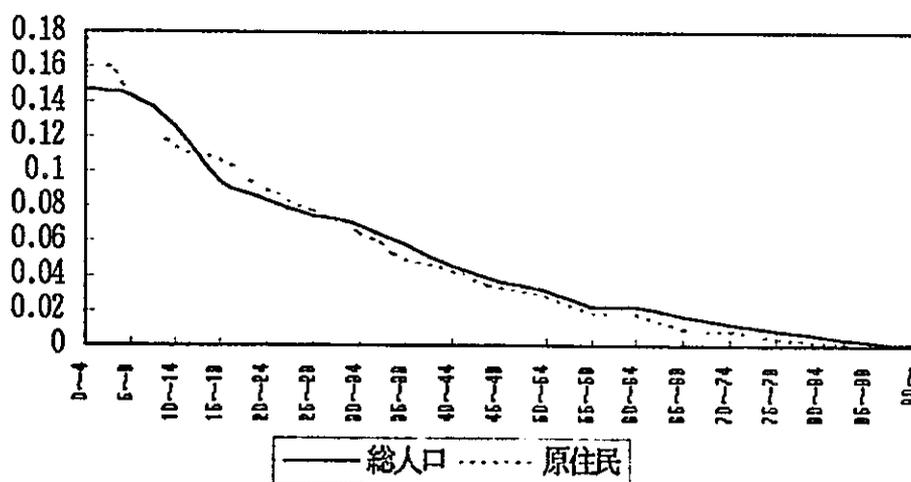


表-2 人口の統計データ

部族、言語属別及び地区別原住民人口
各種情報によるもの

	(1) 1980年	(3) 1981年	(2) 1981年	(4) 1992年	(4) 割合
東部地方					
A. ツビーグラニー言語					
パイ・タブテラ	10,000	14,000	4,986	8,026	16.2%
ムア・グライ	7,000	14,000	2,646	4,744	9.6%
アバ・チリバ	4,000	11,000	4,500	6,918	13.9%
アチュ・グアジャキ	1,000	1,000	377	639	1.3%
チリグアノ	1,500	2,800	1,164	1,254	2.5%
タピエテ	1,400	2,400	1,024	1,827	3.7%
西部地方					
B. レングア・マスコイ言語					
レングア	9,000	20,400	8,121	9,501	19.2%
トバーマスコイ	3,000	2,200	1,280	2,057	4.2%
アンガイテ	2,000	2,200	2,060	1,647	3.3%
サナパナ	2,000	2,400	1,794	1,063	2.1%
グアナ	1,000	2,400	383	84	0.2%
C. マタコマグジョ言語					
ニバクレ	11,000	15,000	6,667	7,934	16.0%
マンジュイ	750	1,600	319	229	0.5%
マカ	750	1,600	608	1,061	2.1%
D. サムコ言語					
チャマココ	1,800	2,600	963	908	1.8%
アジョレオ	2,000	2,600	1,120	814	1.6%
E. トバグアイクル言語					
トバクオオン	800	1,600	572	781	1.6%
合計	59,000	10,000	38,698	49,487	100.0%

出典:

(1) ACCIONES INDIGENISTAS EN EL PARAGUAY: ACONTECIMIENTOS Y PERSPECTIVAS, BANCO DE DATOS DEL PARAGUAY (BDP)- UNITED NATIONS ASSOCIATION - INTERNATIONAL SERVICE (Asuncion, Enero 1980).

(2) PARCIALIDADES INDIGENAS (FAMILIA LINGUISTICA), TOTAL ESTIMADO DE INDIGENAS POR PARCIALIDADES, Sub registro segun el censo general de poblacion y vivienda (1981).

(3) INDI, Censo y Estudio de la Poblacion Indigena del Paraguay, (1981)

(4) CENSO NACIONAL DE POBLACION Y VIVIENDA 1992, Secretaria Tecnica de Planificacion de la Presidencia (STP), 1994

原住民の人口を明確にするため、現在まで様々な努力がなされてきたが、各民族独特の生活習慣により、人口を明確にする作業は常に推定のみとなり、データ毎の人口数値が合う事は無い。

原住民の人口調査は大変に困難なもので、時間と経費を要する。なぜなら、彼らは全国に部落毎、集落毎に分かれて分布しており、又狩猟、漁等を行っているため、数日部落を空けることが有り、更にある部落は調査を受ける事に抵抗を示し、その他大部分の部族は遊牧民であるため、調査は大変困難となる。又、水害、干ばつ等原住民を移動させる外部要因もある。

このような事から、表-2に示すように、1992年度の国勢調査の結果原住民の人口は17部族、5言語に属する49,486人であり、この数値は、本資料で、公式の数値として取り扱うが、他の数値も場合によっては、価値ある推定であるため、参考として扱う。

しかし、1,992年度の国勢調査では原住民調査が対人方式で行われていたため、登記も参考にしており、これも正確なものではないと考える。

1,992年の国勢調査によれば、原住民の59%は西部（又はチャコ地方）に在住し、残りは東部に在住する。表-3に部族別の年齢構成を示す。

表-3 年齢構成、地域及び部族別の原住民人口

東部地方

人

年齢別	部 族			
	アチェ グアジャキ	アバ チリバ	ウンバア グアラニー	パイ タブテラ
0～9 歳	259	2,499	1,661	3,203
10～19歳	136	1,623	1,624	1,819
20～29歳	94	1,063	768	1,237
30～39歳	83	715	546	761
40～49歳	54	487	332	510
50～59歳	19	281	156	255
60～69歳	14	153	101	163
70～79歳	5	76	47	60
80～89歳		17	7	15
90又は以上	1	4	2	2
合計	639	6,918	4,744	8,026

西部地方

人

年齢構成	部 族						
	クアラジ	クビエテ	レンクア	サハナ	トハマスコイ	アンカイト	クアナ
0～9 歳	412	590	2,399	258	501	568	20
10～19歳	295	420	1,908	276	432	335	17
20～29歳	180	313	1,955	175	358	232	11
30～39歳	129	205	1,354	136	282	201	16
40～49歳	110	148	781	99	221	146	8
50～59歳	64	85	554	75	105	85	8
60～69歳	39	44	345	27	71	52	3
70～79歳	20	18	162	13	32	23	1
80～89歳	5	2	36	4	7	4	
90又は以上		2	7			1	
合計	1,254	1,827	9,521	1,063	2,057	1,647	84

南北大陸

人

年齢構成	部 族					
	チュルビ	マカ	マンジユイ	アジョレオ	チャマコ	トバクオン
0～9 歳	2,292	356	83	221	290	265
10～19歳	1,823	242	45	234	198	173
20～29歳	1,399	194	37	81	130	101
30～39歳	904	113	28	88	106	100
40～49歳	583	74	22	100	79	58
50～59歳	441	64	7	64	51	44
60～69歳	319	28	2	20	25	24
70～79歳	121	8	3	5	15	10
80～89歳	48	8	2	1	12	4
90又は以上	4	4			2	2
合計	7,934	1,061	229	814	908	781

出典：Censo Nacional de Poblacion y Vivienda, 1992
 Direccion de censo y estadistica (STP)

3.2. 居住地域の分布

本国の原住民はパラグアイ河の両岸に定住し、そのうちチャコ地方には、13部族、5言語に属する、29,152人、全国の約59%が定住している。

このチャコ地方原住民の約半分（レングア、ニバクレ、その他に、グアナ、サナパナ、アンガイテ等の部族）はメノニータが住む、プレシデンテ・アジェス、ボケロン県等を含む中央チャコに集中している。

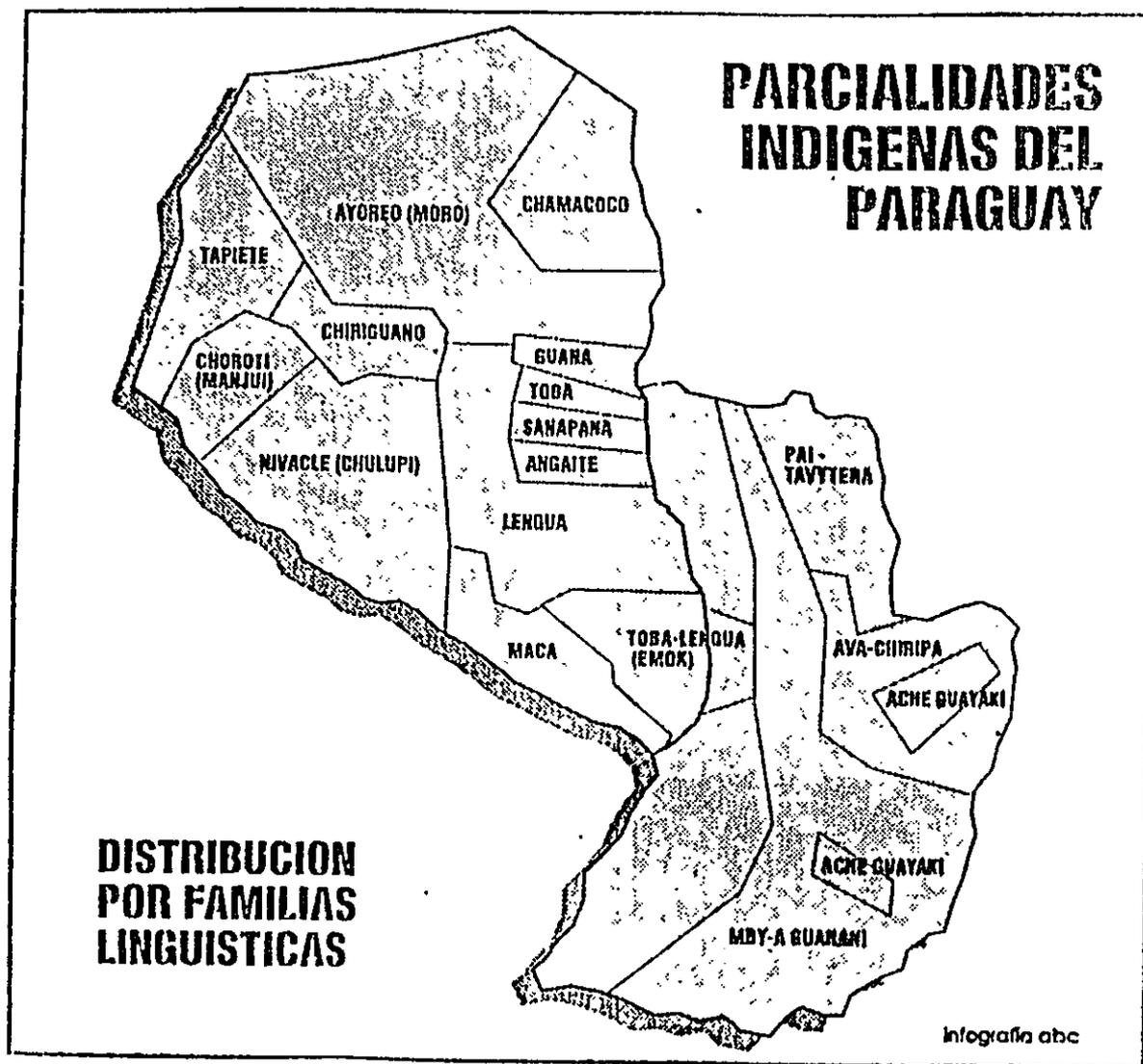
その他のチャコの主要な部族は、プレシデンテ・アジェス県南部ベンジャミン・アセバル及びビリャ・アジェス区域に定住しており、マカ、トバ、レングア等の部族に属する。最後にチャマココ、アジョレオ、トバス等はチャコ北部のアルト・パラグアイ県に定住している。

一方、東部では、4つの部族、1つの言語（ツピ・グアラニ）にまとまった原住民の総人口の41.9%に相当する計20,327人が住んでいる。

この東部の中で一番人口の多い部族はパイ・タブテラであり、8,026人、約

16.2%がこの部族に属し、アマンバイ県に分布している。この言語の中で次に主要な部族は13.9%を占める、アバ・チリパであり、カネンディジュ県に住んでいる。

その他、低い比率でアチェ・グアジャキ及びウンバア・グアラニが、イタブア県、アルト・パラナ県そしてカアサパ県にと夫々分布している（パラグアイの言語別原住民種族の分布については図－3を参照）。



出典：INDI, 1992

図-3 パラグアイの原住民部族、言語別分布

4. 原住民の社会及び経済状態

4.1 家族の状況

他の社会と同様、原住民の家庭においても、家庭の方針を指導するのは父親である。現在は、大部分の種族が白人の習慣や生活をまねているが、以前は家族の役割ははっきりと区別されていた。

成人男性の役割は家族の食生活の確保が主であり、弓や矢を使用して野生動物の狩をおこなっていた。ピルコマジョ地方出身のニバクレの場合、網、弓や矢を使用して、冬に活発な漁を行っていた。漁で余ったものは、不足する時期のために貯蔵していた。

食べ物が豊富な時期は、種族の中で踊りや音楽等で祭りを行い、チチャを飲み、人々は首飾り、羽等で着飾り、数日楽しく過ごしていた。

しかし、同じ地区で食べ物はいつまでも豊富でないため、野生の果実や狩が豊富な所へ移動しなければならなかった。又、団体が小人数であったため、移動するにはあまり困難ではなかった。

この場合動物や果実が豊富な場所を発見し、その場所に藁や木の枝を使って簡単な小屋を作っていた。

こういった中で、女性は色々な役割を果たしていた。彼女等が移民の時期を決め、新しい地区では彼女等の指揮のもとで小屋掛けが作られていた。食物の分配、食物の管理、薪及び家具運び等は女性の主な役割であったため、家事は女性の負担能力を超過してはならなかった。そして、育児及び子供の教育も直接女性の責任であった。

このような、原住民の家庭の社会及び経済状況は、環境、主要な活動等色々な要因によって異なっている。

家庭の状況を知るため、フィラデルフィア移住地の種族の一般的家庭を一つの例とした。この種族には3つの部族（レングア、ニバクレ、そしてトバス）があり、計2,086人がフィラデルフィアに住んでいる。

ヘノベバおばあさんとその夫（自分の年齢を知らない）の家族は、アルゼンチンとパラグアイの国境の地帯からの移住者で、30年前から「エステロ」として知られている。彼らに移住させた理由は、「彼らが支配していた土地では狩猟と収集の活動が大きく限定される」、「白人による大牧場の開拓が進んだ、ピルコマジョ河に沈殿物が蓄積したことにより水の供給が困難になった」ためであり、そして最後に、食物と職場不足が、生きるために新しい土地を求めさせた。

ヘノベバおばあさんの住居は、原住民のために確保されたフィラデルフィア移住地（チャコ）の中にあり、メノニータ移住地の管理局の所有の25m×20mの土地である。住居は約90㎡で、焼いた材木で建てられ、床は土で、厨房と便所は外部にある。

住居には、祖父母、4人の子供（男性二人、女性二人）と年齢1～15歳で、そのうち二人は村の小学校へ、一人は中学校へ行く5人の孫の計11人が住んでいる。

一ヶ月に得られる収入は、工場の雇用人として働く祖父と左官職人として働く二人の息子の給料を合わせ約百万ガラニー（約511\$）である。しかし、移住地の生活費が高いため、又家族が大人数であるため、食費、衛生費、教育費、交通費、その他の家族のサービス費用は収入と同等か超過する事があり、多くの場合女性は販売の為の工芸を行わなければならない。

食生活は日に3回で次の様になっている：1)朝食：黒コシード（マテ茶の葉を焼いて出すお茶）とガリエータ（拳程の大きさの硬焼きパン）、2)昼食：ブチェーロ（骨付き肉と野菜のスープ）とご飯、或いは麺、インゲン豆、ホットケーキ、イナゴマメ等、3)夕食：米の煮込み、ホットケーキ等。又、この部族の祭りの時期である4月19日からの3日間は沢山食べ、沢山飲む（イナゴマメのチチャ）のが普通であり、この時期には男性と女性が別々になって踊ることが伝統となっている。その他の重要な日は、種族の大部分がカトリック或はプロテスタントに属するため、現在はクリスマスと正月である。

ヘノベバおばあさんが提出した、種族の中での問題は下記の通りである。

1. 食糧の高価格化
2. 薬品及び衛生費の高価格化
3. 不良な水道施設
4. その他

4.2. 土地所有状況

以前より当国で原住民種族が直面する最も重要な問題は私有地の不足である。この重大な問題は原住民の文化の保存のみではなく、原住民種族の経済及び社会的開発をも阻害している。

土地の問題は、基本的には農牧業の拡張、商業的植民、活発な森林開拓、土地投機、人口の増加、そして法的観点等から生じている。

現在は、代々の先住地については、土地の権利及び使用権を与える法律があるにも拘らず、経済的理由、官僚制度等による土地不足が先住民族の大部分に影響を与える主要問題として残されている。

4.2.1. 土地の法的側面

1992年の憲法 (第64条)

原住民種族は、その独特の生活を維持するため、又は開発のために必要な面積と質の土地の所有団体としての権利がある。政府はこれを無料で提供し、これらの差し押さえ、区分、名義変更、無効、契約義務の保証、賃貸はできず、又、これらの土地は免税となる。

当事者の承諾なしでは、その環境から他への移転は禁ずる。

法令第904/81 原住民部落の条令

法令第904/81は、彼らの経済状態向上と国家開発への参加、土地所有及びその他の資源を保証する法的制度の確立を目的としている。

第14条では、原住民の定住は可能な限り現在定住している場所又は伝統的に定住していた場所とすることが記載されている。定住地からの移転には自由に表明された部落の承諾が不可欠である。

原住民部落に割り当てられる面積 (第18条) は、一家族につき、東部では最低20ヘクタール、西部では最低100ヘクタールと算定されている。

第21及び24条では、国有地及び私有地への定住の申請は部落自体又は法人として認められた原住民機関が農村福祉院（IBR）へ直接行う。原住民の国有地への定住の為の諸手続きは法令第904/81、第22条を参照。

4.2.2. 現在の土地所有状況

原住民部落において土地所有状況を明確にすることは大変困難である。これは、政府機関と原住民機関との調整が取れていないため、又不動産登記等の法的手続きが官僚制度のため遅れているためである。

以上の事から、書面をもってIBRに現在の土地所有状況の情報を要請したにも関わらず、積極的な回答は得られず、下記に記載する数値は、得られた情報、資料の検討、そして新聞等を参考にして算定したものである（表-4を参照）。

表-4 地域別土地所有率

	部落数	総面積 ha	土地所有率 (%)			人口
			原住民部落	手続中	占領教区等	
(1)	ピルコマジョ流域 13	40,264	37.5%	44.3%	19.9%	5,450
(2)	中央チャコ 28	247,477	21.2%	40.4%	38.4%	17,751
(3)	アルト・パラグアイ (チャコ) -	-	-	-	-	-
(4)	北部地帯 (東部) -	-	80%(a)	-	-	-
(5)	中央及び南部地帯 (東部) -	-	50%(b) 6%(c)	- -	- -	- -

出典：

- (1) Coordinadora de los pueblos nativos de la Cuenca del Pilcomayo, 1993.
- (2) Proyecto de Desarrollo Agropecuario del Bajo Chaco, 1993.
- (4,5) Banco Paraguayo de Datos, United Nations Association, 1977.
- (a) Etnia Pai Tabutera
- (b) " Ava Chiripa
- (c) " Ache Guayaki

INDI（国立原住民機関）によれば、原住民の土地問題を解決するには約百万ヘクタールが必要であるとのことである。このために必要となる資金は約270億ガラニー（約1,400万\$）で、この一部はINDIの1995年度プロジェクトに含まれているが、国会により210億ガラニー（約1,100万\$）に限定されたため、本年度新しく購入するはずの土地は、全ては購入できない。（94年9月20日、ABCコロール）

一方、IBRが提供したデータによれば、1966年～1991年の間、9つの県で計68,407ヘクタールの38ヶ所の土地しか原住民部落の名義で不動産登記されていない（表-5を参照）。

1件に平均2.5年間を必要とするこの機関の不動産登記手続きは、この重大な原住民の土地問題の解決の支障となっており、権限の分離による手続きの簡素化が必要である。

表-5 県別及び面積別不動産登記（1966年～1991年）

県	面積	不動産登記数	手続き必要期間
コンセプション	2,436	4	1979年～1991年
サン・ペドロ	4,074	5	1987年～1991年
コルディリエラ	182	1	1987年～1987年
アルト・パラナ	3,045	5	1986年～1990年
アマンバイ	6,816	10	1987年～1991年
カニンデジュ	7,591	7	1981年～1988年
プレシデンテ・アジェス	15,000	2	1966年～1966年
アルト・パラグアイ	2,345	1	1987年～1987年
ボケロン	26,912	3	1981年～1989年
	68,401	38	

出典：1995年2月 農村福祉院、原住民業務部

4.3. 主要生産物

4.3.1. 農牧業

大牧場の造成やその他の理由による自然森林の急激な消滅は、原住民の自然環境を破壊し、原住民に対して農牧業による新しい生活様式を強制することに

なった。このため、多くの原住民機関、宗教の布教団体は農業活動の活性化に取り組み、経済的自給とその土地での永久定住を目的としている。しかし、原住民がこの活動に不慣れな為、多くの活動は失敗に終わったが、これらは数少ない選択肢のひとつであり、グアラジョス、ニバクレ、そしてチャコのレングア、東部のパイ・タブテラ、ウンバアとグアジャキに属する種族は、技術水準は低いが、徐々に農業へと変わっていている。

主要農作物は下記の通りである。

自家消費作物： - トウモロコシ

- インゲン豆

- キャッサバ

- サツマイモ

- 野菜数種

販売作物： - 綿花

- トウモロコシ

- 落花生

- ヒマ

- その他

注：自家消費作物は、場合により販売されている。

僅かに、牛、ブタ、ニワトリ等の牧畜も小規模に行われている。

中央及びローアチャコの30%の原住民、そしてアマンバイ県のパイ・タブテラの80%は農業をおこなっているにも拘らず、開発は未熟で、技術水準は低く平均収量も低い為、原住民の多くは農業と狩猟、養蜂、工芸等を兼ねている。

農業に関する問題点として下記のものが挙げられる。

- 原住民の多くは土地を所有していない。

- 信用及び技術面の援助が不足している。

- 適当な機具が不足している。

- 生産用の資材の提供は、多くの場合不適当な時期に行われている。

- 訓練、研修等が不足している。

- 流通の為の距離が長く方法がない。

- 食糧が不足している時期の為の貯蔵法が無い。

－その他。

ASCIM（メノニータ原住民協力サービス協会）の資料によれば、中央チャコで下記の主要販売作物の栽培面積と家畜数が記録されている（表－6を参照）。

表－6 主要作物栽培面積と家畜数 (ha・頭数)

項目	面積及び頭数
綿花	866.7
落花生	30.0
ひま	219.5
インゲン豆	428.8
牧草	9,574
牛	7,581

出典：Informe general de trabajo, ASCIM ano 1993

4.3.2. 工芸

多かれ少なかれ、総ての部族は工芸を営んでいるが、マリアノ・ロケ・アロンソのマカは工芸のみに依存する生産制度を商業レベルまで発展させている。

マリアノ・ロケ・アロンソのマカ部族は、1986年に創立された韓国伝道集会という宗教団体が購入した8ヘクタールの土地に現在220家族が定住している。所帯の大部分は工芸のみを営んでおり、雇用人及び狩猟と工芸を兼ねている者は小数である。

この種族はパラグアイ河の右岸（チャコイ）の出身で、以前は家庭及び個人で工芸用品の作成をしており、その時代には旅行者はガイドによって反対の岸へ運ばれ原住民の工芸品を購入したが、現在工芸を営む所帯の全てはパラグアイ側の岸に住んでおり、主に旅行者に販売したり、ブラジル等の国境（フォス・ド・イグアス、コリエンテス、レシステンシア）を越えて販売している。

主な工芸作品は表－7に示す通りである。

表-7 主な工芸品

製品	価格 (Gs)
帯	18,000~20,000
靴	25,000
ベルト	6,000
果実の首飾り	3,000
羽の髪止め	5,000
弓矢	3,000~6,000
槍	4,000
毛皮の靴	15,000

出所：1,995年独自調査 (1\$=1,900Gs)

収入は季節によって異なり、観光シーズンである4月から7月の収入は1人当たり約百万ガラニー(約526\$)で、販売の少ない時期は一月に約30万ガラニー(約157\$)である。一般的に女性が編物及び織物に従事し、男性が弓、矢、槍、原料の仕入等を行い、販売は男性も女性も行う。

原住民の工芸活動で見られる主な問題は下記の通りである。

- 原料の高価格(糸)
- 野生の動植物の急激な消失
- 作品の品質向上を目的とした教育の不足
- 主にアルゼンチン等外国での販売の為の関税手続き

4.4. 雇用

パラグアイに住む部族は元来は猟師、漁師、収集者、工芸人等であり、農牧業等にはあまり興味をもたなかった。現在、原住民が古くから住んでいた土地への白人の”正規な占領”の増加、彼等の社会的圧力等により、大きな原住民部族は小さな離散した集落となり、略奪的で不合理な自然資源の開発が行われ、又、市場経済への急激な適応を強いられることとなった。これらは文化の乱れを助長し、伝統的生活の変更を余儀なくさせた。

今日、原住民部落の多くは、土地の放棄を強制され、又は新しい所有者の大牧場で暮らす事を強制させられている。そして、大量の森林破壊により、伝統

的な狩猟や果実の収集活動を、零細な農業や牧場又は工場の雇用人としての生活に変更せざるを得なかった。

例として、メノニータ移住地（ドイツ系の宗教団体がつくっている1つの町）では、多くの原住民に報酬をだしている農業と牧畜に基づき、中央チャコに素晴らしいショッピング・センターを造り、作業員に社会保険制度を提供している。中央チャコの多くの原住民は、牧場の雇用人として働き、伐採や清掃の業務を行っている。又、アルト・パラグアイのパラグアイ河の岸边に定住した者はタンニン商社で働き、最近メノニータ地域では工場、スーパーマーケット、細工場、トラクターの運転手、建設等が主な仕事となっている。

中央チャコの12ヶ所の原住民農業移住地は現在、私有地と自給自足経済を可能にするインフラを持っているが、彼等の多くは牧場、或は原住民でない農場の雇用人として働く事を好んでいる。これは、気候の関係から独自の畑では収入が少ない冬に多くみられる。

ある計算によれば、農業移住地の年間収入の40%は給料制度の雇用であるとの事である。

中央チャコの3つメノニータ移住地で常時雇用、又臨時雇用として働く原住民の数は約5,000人もおり、給料は現行の最低給料（395,000ガラニー=約207\$）と規定されているが、左官及び大工等比較的自由的な職業の者はもっと収入を得ている。

東部では、多くはジェルバ商社（ジェルバは当国の代表的な飲料であるマテ茶の原料）で仕事をしていが、このことから、現在は大部分が農業を営んでおり、小数ではあるが牧畜も行っている。一方、多くの種族は交流（ガラニー語）が可能であり、又パラグアイ教育を受け入れたため、農業活動に更に関与することが可能である。

マカのように、アスンシオンの郊外に住む他の団体は、西部でも、東部でも、入れ物造り、髪止め、帯、原住民の飾り等伝統工芸を営み、旅行者を中心として大都市で販売している。

原住民に聞き取りを行ったところ、下記が各種の活動を行って得られた収入である。

- －工場の雇用人として（フィラデルフィア移住地）：週50,000ガラニー（約26\$、社会保険、水道料金及びゴミの収集料金を差し引いた金額）
- －建設工事の雇用人、又は左官屋として（フィラデルフィア移住地）：週110,000ガラニー（約57\$）。
- －トラクターの運転手、又はトラックの運転手として（フィラデルフィア移住地）：月395,000ガラニー（約207\$）。
- －学校の先生として（マリスカル・エスティガリビア）：月274,100ガラニー（約144\$）が教育及び文化省の予算から（大部分が1部の給料しか貰っていない）、宗教団体から80,000ガラニー（約42\$）以上。
- －医療普及員として（マリスカル・エスティガリビア）：月219,000ガラニー（約115\$）が教育及び文化省の予算から（大部分が1部の給料しか貰っていない）、宗教団体から80,000ガラニー（約42\$）以上。
- －綿花の栽培で（アマンバイ県）：年654,000ガラニー（約344\$）。
- －臨時雇用で（コンセプション県）：一日7,000～9,000ガラニー（約3\$～4\$）。
- －工芸で（マリアノ・ロケ・アロンソ）：月々平均500,000～650,000ガラニー（約263\$～342\$）。

最後に、小数の原住民が、現在医療普及員、農村看護婦、産婆等、又は自分の部族の原住民学校の教師として働いている。彼等は公共機関及び宗教団体によって教育され、これら機関等が給料の一部分を負担している。

1991年INDIとJICAがローアチャコ総合農牧開発計画でプレシデンテ・アジェス県の原住民に将来の意図について行った聞き取り調査によると、3分の1が生活の為農業を営んでいると答え、17%が牧業、13%が牧場の給料制の雇用人、同じ割合が狩猟及び漁、9%が養蜂、11%が工芸、薪や柱作りをしていると答えた。ここで行われている農業は小規模で、平均は1ヘクタールを超えず、生活の為の作物として、インゲン豆、サツマイモ、キャッサバ、トウモロコシ等を植えている。通常販売作物として、綿花、トウモロコシ、ヒマ等を植えている。中央チャコの原住民の様に組織化した部落では、農協から技術及び融資等の援助が得られ、東部の部落の場合農牧省の農業普及局から技術協力を得、そして現在複数の部落が小農公庫より融資を得ている。

同調査によれば、ローアチャコにおける年間の家庭内収入は表－8の通りである。これらの活動は唯一では無く、季節、気候、環境等の要因により、兼ね

て行っているものである。

表-8 ローアチャコにおける原住民家庭の平均年間収入

活 動	収 入 (U\$/年間)
農業	405
雇用人	376
工芸	134
養蜂	134
狩猟	95
漁	63

出所：1991年プレシデンテ・アジェス県原住民の意向調査

4.5. 教育

原住民部落における教育は特別に困難と考えられている。このような事から、原住民の3分の1は読み書きができるが、原住民の大部分は低学年のみの教育しか受けておらず、数字、署名及び簡単な単語しか読めず、実質的には文盲に属している。

大部分の宗教団体は文化を伝える重要な鍵として教育を考慮しており、教育をとおして原住民との交流を深めている。

政府機関も宗教団体も、公式な教育は、原住民の文明化及び変化に不可欠な段階であると考えている。しかし、教育はこれを管理する者の目的を果たす為の社会的道具となっており、例としてメノニータ移住地で始められている教育は、聖書を理解するのに必要な最低限の教育に限られている。

現在、政府と宗教団体の学校は、読解、聴解、そして数学が教育の基礎であると認識している。このため、彼等の言語又はスペイン語との2ヶ国語で教材を作成する努力を行っているが、残念ながら、この努力は小さな種族や部落の言語までは作成できない。又、国会が開始した教育の改正では、原住民部落は夫々の提案を改正に取り入れられる様、提出する機会が得られた。

原住民の教育に際し考慮されなければならないのは、自分の部族で教えるための原住民教師の育成と成人の文盲教育である。

表－9で参照できる様に、現在パラグアイの原住民部落のなかには、小学校が136個所有り、教師が359人、そして小学校の生徒数が全国で6,414人である。この様にして、学校に対する生徒の平均が47.1人、先生に対する生徒の平均が17.8人で有る事が分かり、この数値は全国の夫々の数値、生徒157.5人と生徒23.9人と比べて低い事が認められる。

表9 原住民学校の状況

内 容	全 国	原住民
生徒数	792,567	6,414
教師数	33,061	359
学校数	5,031	136
学校当たり生徒の平均	157.5	47.1
教師に対する生徒の平均	23.9	17.8

出典：教育及び文化省統計部、1993年度報告書

次の表－10では、県別の原住民の教育状況が参照できる。

表10 原住民の教育現況

県	学校数	生徒数	教師数	分野		
				(1)	(2)	(3)
コンセプション	3	89	6	3	—	—
サン・ペドロ	5	316	15	4	—	1
コルディリエラ	—	—	—	—	—	—
グアイラ	—	—	—	—	—	—
カアグアス	7	377	20	6	—	1
カアサパ	2	60	5	2	—	—
イタブア	1	19	2	1	—	—
ミシオネス	—	—	—	—	—	—
アルト・パラナ	11	471	22	11	—	—
セントラル	1	187	6	1	—	—
ニュエンブク	—	—	—	—	—	—
アマンバイ	7	263	11	7	—	—
カニンデジュ	18	950	43	17	—	—
プレシデンテ・アジェス	18	726	56	16	—	2
ボケロン	156	2,497	141	10	—	46
アルト・バラグアイ	7	459	32	5	—	2
計	136	6,414	359	83	—	52

(1)国立小学校、(2)私立小学校、(3)補助小学校

出典：教育及び文化省統計部、1993年度報告書

4.5.1. 教育における主な問題

— 学校の欠席

8ヶ月半にわたる年間約160日間の授業は長いと考えられている。ここで主要な問題となっているのは、収穫、乾季又は家庭問題が発生した場合等に、父親は息子を連れて出る事が多いことである。

— 教育施設の不足

小さな原住民部落では政府機関及び宗教団体の助成が行われておらず、教育

のための施設が不足している。

－ 教育の方法

多くの場合現在の学校の位置は、授業を行う場所に適しておらず、又、政府及び教育団体の教師は自分の経験から自分の文化のみを伝え、原住民の文化を教えていない。

－ 教材不足

二ヶ国語の教材を作成する努力にも拘らず、これらは人口の多い種族に限られている。教育及び文化省は教材を配布しているが、これは部数が少なく、到着は遅い。

－ 高い中退率

中央チャコの原住民の3分の1が小学校の過程を終了し、残った者の75%のみが試験に合格する。このようにして、中退及び不合格のものを差し引き、年度登記数の半分のみが卒業する。

－ 教師の給料

現在、多くの原住民及び非原住民の教師は教育及び文化省より給料を貰っているが、大部分は半日分の給料（約274,100ガラニー=約144\$）しかもらっておらず、1日分の給料（約548,200ガラニー=約304\$）を貰っている者は少なく、教師として育成されたにも拘らず、給料のいい仕事を見つけ次第、教師を辞めていく。

－ 進学率の少なさ

これは現在まで、主に小学校終了者が少ない為である。

4.6. 衛生

他の多くの活動のように、宗教団体及び原住民機関は原住民の医療補助を最初に行っており、魂、精神及び肉体の総合的助成を基にした衛生、教育及び伝道を総合した関係を維持している。

この様にして、原住民は文明と交流を常時保っているため、病気にも感染した。例えば、1900年の最初の数十年の間、集落全体が疱瘡等の病気によって全

滅した。一方、風邪のように白人にとってはなんでもない病気でも、多くの場合、特に子供にとっては死に至る病気であった。これは原住民が、白人の病気に対する抗体を今まで持っていなかった為であり、このため衛生過程の大部分は伝染病の管理に努力が向けられた。

70年代の初期に行われた調査によると、原住民部落では結核の感染率が高く30%に達した事もあり、これはパラグアイの人口の感染率より8～15倍も勝っている。又、原住民の80%は寄生虫に侵されていたり、成人の25%は梅毒に感染されていたり、5歳以下の幼児の半分は栄養失調で、下痢、特に麻疹等により死亡率は高かったとのことである。又、飲料水不足、小屋の建設状態等により衛生状態は悪化した。近年、この状態は多少良くなったが、この問題は未だ原住民の生活に影響している。

衛生過程の多くは治癒的なものであったが、時と共に幼児及び妊婦に多い病気の予防を主とした予防と衛生、厨房及び栄養等の講習会を通じた衛生教育の方へ移行している。

4.6.1. 主な問題

原住民の衛生の悪い状況の要因は多数あるが、主として次のものがあげられる：

- －私有地の不安定による食物の生産。
- －自然資源の破壊及び野生動物と魚不足による蛋白質の原料の急激な消失。
- －結核及び麻疹等伝染病の伝播。
- －医療センター、医者、看護婦、衛生普及員等の不足と公共厚生省の医療方針と予算の不合理。
- －部落への悪路及び距離が長いことによる衛生、予防注射及び予防教育講習会の活動の制限。
- －住居（小屋）の悪状態による病気の伝染。
- －有効そして適切な時期の薬品の不足。

4.6.1. 主な病気

公共厚生省によれば、原住民における主な病気は次の通りである。

－結核とその影響：メノニータ原住民協力サービス協会の資料によると、これは第一の死亡要因で、1969年には人口10万人に対し年間627人が死亡していたものが、20年後この数値は80にさがっており、8対1の低減率を示している。同期間でこの病気の影響率は人口10万人に対し1,791人だったものが386人まで下がっている。

－細菌性赤痢、十二指腸炎等の各種の腸病。

－5歳までの幼児を主とした麻疹と痙攣性の咳。

－基本的に幼児を侵し、まれに食道の病気と重なる食道の寄生虫による貧血病、そして前述の病気に対する抵抗不足が加担し、高い幼児死亡率となっている。

－幼児に見られる夏に多い栄養失調。

－水痘とおたふく風邪（流行性耳下腺炎）。

2歳以下の幼児死亡率は、1,000人の人口に対し234人で、1,000人に対し75人である混血人口の3倍にもなる。

近年、主に都市や町の近くの部落では、アルコール中毒、ニコチン中毒、そして売春等社会開発による問題が生じている。

中央チャコのアノニータ移住地においては病人の医療手当、幼児の予防注射、活発な結核伝染予防運動等を含んだ衛生方法が開発され、同時に衛生、栄養等の講習会を行い、活発な予防活動をおこなっている。アノニータ移住地にある3つの病院の他に、ジャルベ・サンガ地区には中央チャコ原住民専用の病院があり、ここでは総合的診療の他、手術室、エックス線、分娩室、歯科医等、毎年普及員の育成を行い、後にこれらは夫々の部落で医療サービスをおこなっている。

ジャルベ・サンガ病院は次の様に管理されている：診療は無料で、薬品の場合献金証明書を提出すれば半額となり、献金で集められた資金は衛生普及員の給料、又高額な経費を必要とする手術の場合の保険となる。

アノニータ原住民協力サービス協会によれば、中央チャコの原住民の病気等の死亡は、1,992年に78件登記され、次の様な割合となっている。

－結核：8.9%

－下痢及び嘔吐：2.5%

－栄養失調：12.8%

- －髄膜炎：5.1%
- －その他の急性炎症：6.4%
- －心臓血管：6.4%
- －老衰：11.5%
- －出産時の死亡：8.9%
- －出産後母体の死亡：3.6%
- －事故、殺人：4%
- －癌：3.8%
- －その他の診断：7.6%
- －不明：16.5%

4.7. 社会組織

法令第904/81の第1条で、法令の目的は原住民部落の社会組織と文化の保存と表明しており、同法令の第3条では伝統的組織は、諸法令で定められている組織の形式を自決の権利として尊重し、自己の意志で導入することを阻害しないと明記している。

伝統的に在住して来た土地を没収される等の理由から原住民数多くが移動した為、伝統的社会構成は、ある場合は徐々に弱まり、極端な場合は崩壊にまで至った。この代わりとして非政府機関及び宗教団体が統一された制度を形成していった。

一般的に、社会の中心は父親と子供、そして夫々の家族が同じ地域に少なくとも一年の一部分を一緒に暮らす大家族の統合によって構成されている。

法令第904号は部落を「一定の地域に共同に住み、原住民言語を話し、独自の文化と自治体を持つ大家族、氏族及び民族集団」として定義している。

各部落は、部落の内部及び外部の安全を確保する責任者である酋長によって率いられており、戦士としての能力、狩猟及び部落内部を平和で治める能力によってきめられる。伝統的にこれらの能力は酋長から子供へと受け継がれ、一般的にリーダーシップは世襲的なものと思われており、後継者は幼児の時代から酋長になるための能力について教育されていた。

現在、種族の大部分における酋長の機能とその条件は、宗教団体、非政府機関等から助成をうけているものでは、パイ・タブテラのように組織化されたものでも、現社会の圧力と必要に迫られ変化している。この様にして上述した能力の他に、読解及び聴解、部落の外部との取り引きに熱心で、適正な決断力、成人年齢等の条件を満たさなければならない。現酋長の機能として下記の点が挙げられている。

- －部落の統合社会の安全を確保する。
- －法廷及び法的関係で部落を公式に代表する。
- －部落内の会議を仕切り、指導及び提言する。
- －部落の内部及び外部での闘争の仲裁者となる。
- －商社及び個人への部落の資産（農作物、材木等）及び生産物の販売の契約を行う。
- －指導者会議に参加する。
- －犯罪を犯した部落員に対する処罰を行う。
- －その他。

今日、酋長の選択に関し、大部分の部落は民主的制度を取り入れ、インディの承認も得ており、他の部落のリーダーも参加し部落員の投票によって選ばれる。同時に各部落によってリーダー3人から5人と異なり、酋長の不在、病気、死亡の場合に代行する”代行酋長又は同輩”をも選んでいた。一度酋長として選ばれた者は無期に継続するが、義務を果たさない場合酋長としての地位は代行され、この場合、それ以前に部落内で会議を行い長としての義務の遂行を要求しなければならない。

一方、中央チャコの原住民はメノニータ移住地の提供により、レングア、ニバクレ、トバ、サナパナの部族で構成されるリーダー協会を創立した。その他の新しい組織として、主に農業に関する技術及び融資援助を中心とした生産者委員会、そして家庭の企画及び衛生の援助のための家庭委員会等が結成されている。

5. 原住民の主な問題

当国の原住民部落及び集落に係る問題は複雑で多く、下記の点が挙げられている。

1) 土地所有

憲法及びその他の原住民に土地を分配する法令に基づき、法的な根拠はあるが、官僚制度、経済的理由から現在は理論的な承認のみであり、原住民の私有地不足は原住民部落の主要問題となっている。

2) 衛生

蛋白質やビタミン源の不足より、栄養の状況はあまり良好では無い。土地、又自然資源を略奪されたため、従来狩猟、漁、収集と農業の複合経済に基づいてきた、家庭の食事、及びその他の基礎的必要性は大きく変動し、近年は労働力を低下させる栄養欠乏及び感染性等の病気が多く見られるようになっている（項目4.6.1を参照）。

これに、原住民に必要な医療センターの数が少ないことが問題として挙げられる。

3) 住居

これらの原住民部落で見られる現象は、乏しい材料で作られている狭い住居であり、水道用水及び衛生的便所の不足がみられる。

4) 社会及び文化状況

市場経済の急激な導入により、伝統文化を破壊するアルコール中毒等新しい習慣が現れ、又、昔の環境の消失により既に悪化しつつある社会環境が常時悪化している。

5) 不合理な土地の開拓

原住民留保森林の不合理な開拓は実質的な略奪者により行われている。原住

民の社会組織及び指導方針は、原住民の土地を略奪するために侵入する当国及び外国の商社が提供及び促進するアルコール中毒及び指導者の汚職等新しい習慣によって常時破壊され変更を余儀なくされている。

6) 教育 (項目4.5.1. 参照)

7) その他

6. 政府機関

6.1. 国立原住民機関 (INDI)

原住民国立原住民機関 (INDI) はパラグアイの各原住民部落の総合開発の促進と各種族の文化を尊重した社会の形成を目的とし、1975年10月20日に執行権の法令第18,365号により、原住民関連部 (DAI) の代行として創立された。

その後、法令第904/81号によってINDIの機能は拡張し、法人として独自の資産を持つ自立機関とされ、執行権との関連は国防省を通じて行い、その他の権限及び官庁との関連は直接行えることとなった。

一般にINDIの権限として、政府機関、外国機関、ONG、宗教団体等の原住民部落に関する計画及び活動の監査、指導及び調整等が定められている。

6.1.1. 機能

- 1) 原住民の方針及び計画の設定。
- 2) 公共及び民間の原住民活動の調整と評価。
- 3) 部落への技術的、科学的、法的、運営的及び経済的助成。
- 4) 政府及び外国機関への助成の申請。
- 5) 原住民の政府及び外国機関に対する手続き並びに告発に関連する調査の促進と執行。
- 6) 原住民の専門育成の促進。
- 7) 部落の組織化及び運営の為の育成。
- 8) 原住民の権利を尊重する法的処置の普及。

6.1.2. INDIの主な目的

- 1) 面積及び品質的に原住民部落の適切な開発に必要とされる原住民の土地の確保と法制化。
- 2) 部落のリーダーの承認と法人としての手続き。
- 3) 生産、教育及び衛生に重点を置いた原住民定住地への適切で有効な助成、原住民の工芸及び文化の促進、法的助成及び原住民に適した組織化の育成。

原住民に関する戦略

長年、当国において政府が原住民に対して明確な方針を打ち出したことは無く、原住民に対する活動は原住民の文明化と伝道を目的とし、衛生及び教育の協力を得た伝道者達のみにかぎられていた。その後、土地所有、文化等人類学的観点からの目的が生じ始めた。

現在、1992年6月に発布された国家憲法もパラグアイ国家設立以前の文化グループとして原住民部落の存在を承認し、下記の原住民に対する国家方針のガイドラインを設定した。

- a. 独自の環境で部落の個性を発達及び保全する原住民部落の権利。
- b. 社会及び経済組織等文化制度の自由及び習慣に従い、国別に参加する権利。
- c. 社会及び文化の保存と部族の伝統の保存。
- d. 独自の生活の保存と開発に適した政府による土地の無料提供。
- e. 政府による医療、技術等の無料サービスの提供。

6.1.3. 戦略

- 1) 文化及び肉体的生存のための基盤として部落の自然資源を利用する。
- 2) 自給経済、基礎衛生、教育及び部落のアイデンティティの再構成を含んだ住民参加プロジェクトにより、原住民種族の生活水準を向上させる。
- 3) 原住民の自発的参加による経済的及び社会的水準の向上を可能にする。
- 4) 生活の品質を向上するための自発的手続き及び自決を容易にする為、社会及び家庭の物質状況の向上を図る。

自発的手続きとは、独自の機関、生活形式、経済開発、アイデンティティ、言語及び宗教等の強化を有効に管理できる種族の能力を言う。

INDIの組織

法令第904/81号によればINDIの指導と運営は委員会、委員長及び顧問議会によって行われる。

委員会は、執行権により任命される6名の正規の委員より構成され、内一人は直接任命され委員会の長を勤め、他は防衛省、教育及び文化省、厚生社会福祉省、原住民種族協会及び原住民に関連する私立機関により任命される。各正規委員と共に代理委員も任命される。

委員会の権限として原住民に関する方針の執行、年間計画の承認、予算の承認、各年度の決算及び年次報告の承認、定款の決裁等が挙げられる。そして、委員長の責任として、INDIの正規代表、決裁、委員会に任命の提案、INDI資金の運営等がある（付属の資料904/81を参照）。

指導委員会は、同じく執行権により任命され、政府機関を代表する6人と原住民機関を代表する計12人の正規委員より構成されている。指導委員会の機能は、この法令とその諸処置を履行するための委員会と委員長への協力、計画及び進捗状況の調査への参加、委員会及び委員長の申請による提案を行う等である。

INDIの予算

1995年度のため予算計画よれば、INDIが国会に申請した額は287億ガラニー（約1,500万\$）で、その内の大部分は土地の購入及び運営費に使用される。しかし、この予算は大蔵省より690億ガラニー（約360万\$）にカットされ、INDIによるとこの金額は運営費と以前の負債を支払うためにしかないとの事である（1994年9月20日、ABCカラー社）。

6.2. 農牧省 (MAG)

現在農牧省は、原住民に関する専属の事務所は所有していない。しかし、この省が推進する活動は、一般に農村地方を含み、中では原住民も他の住民同様に助成を受けている。73部落、計7種族に属する約20,000人の原住民を含んだローアチャコ農牧業総合開発計画調査等が例として挙げられる。

農牧省が原住民の為に行っている主な活動として、技術的、経済的支援及び技術者及び生産者の育成等が挙げられる。

技術援助：全国にある144の農牧省農業普及局(DEAG)の普及所を通じて行われている。運営や予算に限界があるためDEAGの援助は個人を対象に行われおらず、生産者協会、委員会等を通じて行われているため、DEAGの支援の第一歩は生産者の組織化であり、その後に技術や融資等の援助を行っている。

原住民部落における技術援助は、基本的に所得を得る作物に向けられている。この中で綿花に8割の力を注いでおり、その他の作物は、トウモロコシ、インゲン豆、小家畜等である。自家消費作物（キャッサバ、サツマイモ、トウモロコシ、インゲン豆、野菜等）に関しては、小さな面積で行われており、援助は要求された場合のみ行われている。

現在、栄養のアンバランスから来る病気に対抗するため農牧省が進行しているキャンペーン及び食生活の向上過程を通じて、東部のパイ・タブテラを中心とした小数の部落が家庭菜園に興味を示している。

一方、バビエラ（ドイツ）大学の協力によるコンセプション県のブア・パベ移住地のように特定の地方計画を通じた総合的技術援助もあり、ここでは農牧省は生産の面のみではなく、各政府機関と連結し、衛生、教育、料理、手芸、住居の向上、衛生的な便所、養蜂等での援助もおこなっている。

西部においてDEAGは普及所を2つしか所有していないため、原住民部落への生産技術の援助の大部分は宗教団体により行われている。

融資援助：融資援助は主に政府機関として小農公庫(CAH)、民間として買取りセンター及び組合等を通じて行われている。全ての場合、融資を簡素化し、仲介するだけでなく、販売まで指導する農業普及局の生産者協会を通じて行われている。

大部分が担保付き公債を借りられない為、通常CAHが行う融資は個人又は連帯抵当であり、CAHが設定する融資額は綿花の生産者に対しヘクタール当たり20万ガラニー（約105\$）で利子は23%で期限は収穫終了後となっている。

上記の様に、融資は販売作物としての綿花を対象にしており、耕作、運搬、収穫等に使用される現金と生産に必要な物品で構成されている。例としてウブジャウ区のウラペウ移住地（パイ・タブテラ）では本年度の綿花生産に当たり、8人の農業生産者より構成される生産者協会を通じて、初めて融資を受けた。委員会の動物のマークの券6枚を融資の抵当とした。

融資の構成は下記の通りである。

－現金	900,000 Gs.	(474\$)
－種子10袋	480,000 Gs.	(253\$)
－散布機2式	154,000 Gs.	(81\$)
－殺虫剤8リットル	154,400 Gs.	(81\$)
－手動播種機2台	37,000 Gs.	(19\$)
計	1,725,000 Gs.	(908\$)

1U\$=1900Gs

本調査で訪問した部落は初めて小農金庫より融資を受けたにも関わらず、作物の良好な状態と設定された業務計画の履行により、小農金庫の職員は返済に希望をもっている。

教育：技術者及び生産者の教育は、付属の各農業学校及び育成センターを通じて、農牧省農業教育局（DEA/MAG）によって行われている。

原住民の生徒の大部分は西部に在住するが、東部にある国立及び私立の農業学校17校の登録生徒数は増えている。農業教育センターであるラ・ウエルタ校、マリスカル・エスティガリビア校及びサン・フランシスコ・デ・アシス校が最も生徒数の多い学校である（表-11を参照）。

表-11 学校の生徒数

学 校	生徒数		教師数
	合計	原住民	
マリスカル・エティガリビア	68	20	8
ラ・ウエルタ	107	107	4
サン・フランシスコ・デ・アシス	66	3	4

出典：1994年度農牧省農業教育局。

全国の学校及び育成センターのうち”ラ・ウエルタ校”のみが原住民専用の育成センターである。このセンターはメノニータ原住民協力サービス協会の管理下であり、カウサリナとカンボ・アレグレの二つの原住民部落の間に位置し、面積2,000ヘクタールを所有し、1983年度の開校より今日まで500人の卒業者を誇っている。ラ・ウエルタ校は農牧省より公式な承認を得ており、教師4人と木工指導員一人がおり、彼等の給料は農牧省が支払っている。このセンターで行われる主な活動は下記の通りである。

- －土壌の改良から販売までの農業演習
- －牧草の保全に重点を置いた牛、羊、馬、鶏等動物の管理
- －住居、針金張り、囲いの建設の演習
- －公式教育の面では、毎日夜3時間授業を行っている

一方、マリスカル・エスティガリア農業学校は混血パラグアイ人及び原住民の入校も可能で、入学者の約30%が原住民であるが、3年間の授業を終了する者は、約20%のみであり、中退率の高さが目立っている。ここでは青年原住民の教育の他、定期的に父兄会を行い、無料で生産物資（種子、肥料、農薬等）を配布すると同時に動物のくじ引きを行っている。

食糧の援助：食糧援助計画は国連の食糧計画を通じて、1992年六月に4年間の期間で開始され、農村開発委員会（CDR）が執行している。基本的に計画の目的は、新定住地の最低限のインフラの整備を通じて、私有地での開発及び定着の促進を援助する事である。

このプロジェクトは基本的に下記のものを新定住地に提供するものである。

- －基礎食糧：ビタミン化された小麦及びトウモロコシの粉、魚の缶詰、乾燥豆、油とヨード化された塩。
- －器具：小器具、自動ノコ等。
- －作物用物資：主に自家消費作物の種子及び苗。
- －技術援助：東部では農業普及局、西部ではASCIM等が主に生産を担当。

4年間のプロジェクトにかかる経費は21億6千3百万ドルで、西部で恩恵を受ける1,100所帯のうち20%が中央チャコの原住民で、東部で恩恵を受ける4,340所帯のうち40所帯のみがカアグアス県のアチェ・グアジャキに属する住民所

帯である。

6.3. 厚生社会福祉省 (MSPyBS)

原住民の衛生を管理する政府機関を創立する目的で1985年に厚生社会福祉省に属する原住民衛生課が設立されたが、特定な方針、計画及び予算の不足等で設定された初期の目的を果たせなかった。

数回にわたる法律改正の後、1993年10月の当省の新しい構成により健康サービス総局が設立され、これと同時に原住民衛生局及び農村定住地及び原住民局が設立され、これらをもって新しい衛生方針も定められ、全国にある13衛生支局と調整を取りながら、もっと多くの原住民部落をカバーすることが可能になった。設定された計画を執行するため、総局は約7億ガラニー（約36万\$）の予算を持ち、うち20%は薬品等、そして15%は物理的な投資に使用される。

厚生社会福祉省は原住民専用の医療センターを所有していないが、本省の決議第110号により、全ての厚生社会福祉省の医療センターにおいて原住民の診断、入院、検査（分析、レントゲン等）、そして薬品の提供は無料で行われることが決定した。

近年の経験を活かし、方針、目的、戦略及び活動の概略等を含んだ国立原住民衛生計画の提案の作成が可能となった。

厚生社会福祉省によれば、現在原住民に医療サービスを提供する私営医療センターの数は15ヶ所にもなり、大部分は宗教団体及び原住民協会によって運営されており、厚生社会福祉省より給料を貰っている看護婦及び衛生普及員が働いている。彼等の給料は219,000ガラニー（約115\$）～438,000ガラニー（約230\$）であり、部分的に私営機関が負担している場合も見られる。中央チャコにおける24部落のみに厚生社会福祉省と調整された無料診断所がある。

国立原住民衛生計画

方針：

- －原住民の衛生保守についての憲法が定める権利の保証。
- －原住民各部族の衛生状態の定期的な評価、活動の促進、振興、企画及び指導。

- －幼児及び妊婦に重点を置く医療計画及びサービスの開発。
- －結核及び寄生虫病 (*Leishmaniasis*) 等に重点を置く病気の撲滅。
- －薬草とその効力の知識及び使用法の普及。

全体目的：

- －各原住民部族の社会・人類学的個性を尊重した生活向上による総合開発の促進と関連する事項への参加による国家の経済及び社会開発の恩恵を受ける可能性の増大。
- －原住民の衛生状況の向上。

基礎活動：

- －原住民部落にある各衛生支局による講習会、雑誌の配布、実習会を通じた予防的医療の支援。
- －原住民の衛生に重点を置いた人類学的研究。
- －結核及び寄生虫病 (*Leishmaniasis*) 等のような特定の病気への対応。
- －原住民及び非原住民の総合的教育。現在まで、各部落でサービスを提供するため、3,000人の衛生普及員と補助員が育成されており、うち30%は原住民である。
- －国境に位置する原住民部落を中心とした講習会、教育雑誌の配布、薬品の配布、診療所及び衛生センターの特別室の設置等による全ての原住民部落でのコレラ対抗運動。

6.4. 教育及び文化省

1992年に公布された国家憲法は、教育について、その第66条で、パラグアイ政府は原住民部落の独自文化、特に公式教育に関する文化を尊重すると定めている。

原住民の教育を管理するため、教育及び文化省は1981年に初等教育局直轄の原住民初等教育監督事務所を創立した。その後もっと活発で有効な教育及び原住民の学校設備の向上の必要性により、1991年に地理的改正が行われ、全国に分布する140の原住民小学校を担当する3監督事務所が創立された。当改正は下記の様に行われた。

監督A：54個の原住民小学校がある。本国の東部を担当。

監督B：46個の原住民小学校がある。中央チャコを担当。

監督C：40個の原住民小学校がある。中央チャコを除いた西部を担当。

各初等教育の監督は基本的に下記の機能と目的を持っている。

機能

機能は技術、教育、運営及び社会的面にまで及んでいる。

- －教育活動の指導、調整及び管理。
- －原住民の教育に関する統計基礎資料の作成。
- －開校に関する業務手続きの指導、給料の設定及び教育の要求への対応。
- －学校と教育及び文化省の調整。
- －政府、教育団体等が提案する教育過程に関連するイベントで教育及び文化省を代表する。

目的

- －原住民教師の育成の継続及び新定住地に置ける開校。
- －小学校及び中学校生徒の終了を促進し、中退及び落第を低減する。
- －学校の予算を諸部落と調整する。
- －学校の施設の向上のため、各機関に申請する。
- －各原住民機関の活動の調整をとる。
- －原住民教師の専門化を支援する。
- －部族の歴史を知るため又知識を深めるための活動を行う。

予算

3つの監督事務所は独立の予算を所有しておらず、運営的には初等教育局に属しているため、計画の多くは完璧には執行できない。

原住民教育の現状

教育及び文化省によれば、全国の原住民部落には140校があり、一年生から六年生まで総計7,571人が登録しているが、このうち大部分は全学年制では無く小学校の低学年のみである。教師は合計348人だが、うち71%が原住民で残りは混血パラグアイ人及び外国の伝道者達である（表-12を参照）。

表一12 1993年度 学校、生徒及び教師数

監督地区	学校数	生徒数	教師数	
			原住民	非原住民
A地区	54	2,642	108	23
B地区	45	2,304	62	38
C地区	40	2,625	128	25
合計	140	7,571	298	86

出典：1993年度、教育及び文化省原住民教育監督課

原住民教育において、最も目立つのは一年生と六年生の生徒の差で、低学年制の学校と中退が多いため、生徒全数の3.8%のみが最終学年に席をおいている。

1992年度において、教育及び文化省は16.5%の中退率を記録し、これは低学年の3年までの間に多く見られる（全国の平均の約4倍）。一方、生徒の落第率は受験数の11.3%であった（全国水準の1.5倍）。結果的には、中退及び落第を差し引き、年度登録生徒数の74%のみが進学する。

活動内容

実施されてきた主な活動は下記の通りである。

- －監督事務所及び宗教団体が定期的に主催する1～2週間のコースによる原住民教師の育成。年間に約150人の教師が育成されている。
- －定期的に農村地帯に出張し、学校の施設等を評価している。
- －原住民教師の給金の支払い。原住民部落の原住民及び非原住民教師は教育及び文化省より、約274,100～548,200ガラニー（約144\$～288\$）の金額を受け取っている。
- －教材の配布。1994年度には約1,600の小学校用教材が配布され、又同年初期には少量ではあるが鉛筆、消しゴム、定規等も配布された。
- －同じく地図、教育新聞等私営商社及び原住民機関から供与されたものを配布した。
- －同じく供与された食糧（牛乳等）も配布した。

7. 法的措置

7.1. パラグアイにおける原住民に関する法律

7.1.1. 過去

7.1.1.1. 植民地時代

植民地時代に発布された法令の目的は征服者及びヨーロッパ開拓者の権利の限定と全ての専断から先住民の権利を守ることであった。1803年の国王通告書は部落として組織した原住民への土地の分配を定めていた。

7.1.1.2. 独立以後

独立以後は、当分の間独立以前からあった原住民のための法律が継続されており、土地制度も以前のままであった。

7.1.1.3. フランシア博士政権時代

1826年の改正法令により、東部の半分以上と西部は国有地とされたが、その時存在していた21部落の原住民と彼等の共同畑は尊重された。

※ フランシア博士は、1814年から1840年まで政権を執っていた

7.1.1.4. ロペス家政権時代

1843年の政令により、態度が良い農場管理人として働く原住民に部落内の家畜と土地を与え退職させる制度を導入した。その後1848年に別の政令により21部落の原住民の資産、権利、株券を政府に移転した。同政令は原住民を土地の所有及び継続の権利を持つ市民として認定した。

※ ロペス家は、1844年から1870年まで父子で政権を執っていた。

7.2. 現在

原住民の保全の為、国家は1958年に原住民担当部（DAI）を創立する事に

よって、具体的な活動を行ってきた。その後1,975年に国家は法令第13,365号により、国立原住民機関を創立した。1981年に国会は法令904号として原住民部落の定款を承認し、国立原住民機関(INDI)が創立された。そして、最終的に1992年に新憲法が承認された。

7.2.1. 1992年の憲法

1992年六月に承認され、発布された憲法は、初めて原住民の憲法制定議会への参加が認められたため、本国の原住民にとっては前例の無い事であった。なかでも、第5章は多くの言語及び文化の存在の承認及び原住民部族の保護規制を含んでおり、重要な成果であった。

原住民問題に対し、新しい法的基礎を定める条項が認証された事も本憲法で得られた重要な成果の一つである。

1992年度の憲法の第5章で記述される条項の書き写しを記載する。

第62条 (原住民部落及び部族団体について)

パラグアイ国家設立以前の文化グループとして、原住民部落の存在を認知し、それに基づき原住民に関する下記の国家方針に対するガイドラインを設定する。

第63条 (部族の特性について) 独自の環境において部族の特性を保全及び開発する原住民の権利の認知と保証が決定された。同様に、政治、社会、文化・経済、そして宗教的組織化の自由と伝統的に行われてきた内部統制の自由が憲法に反しない限り自由に行える。境界に関しては、原住民の伝統的権利が尊重される。

第64条 (土地の共同所有について) 原住民種族は、その独特の生活の維持及び開発に必要な面積と質の土地の団体所有の権利がある。政府はこれを無料で提供し、これらの差し押さえ、区分、名義変更、無効、契約の義務(担保)の保証、賃貸はできず、免税とする。部族の承諾を得ないで現在の生活環境からの移転、移動は禁ずる。

第65条 (参加の権利について) 伝統的習慣、本憲法及び国家の諸法律に基づき、国家の経済、社会、政治及び文化的活動への原住民部落の参加を保証する。

第66条（教育と助成について）政府は原住民部落に特有の文化、公的な教育に関しては特に尊重する。その他、境界の防衛、環境の破壊、環境の汚染、経済開発と文化差別に関する件も対応する。

第67条（免除について）原住民部落の人間は社会、市民、及び軍事サービスの提供から免除されると共に、法令が定める社会的負担からも免除される。

7.2.2. 法令904/81 諸原住民部落の定款

第1条によれば、本法令の目的は原住民の社会及び文化的保全、習慣及び資産の保護、経済状態の向上、国家開発への活発な参加、他の市民同様土地の権利及び他の生産資源の取得を可能にする法律制度の導入等である。

7.2.3. 法令904/81の内容

本法令は原住民部落の定款を規制する72条によって構成されている。下記に法令904の内容を記載する。（法令904/81の詳細な内容については付属資料を参照）。

表題1 原住民部落について

第1章 主旨

条項：1～13迄

第2章 原住民部落の定住地について

条項：14～27迄

表題2 INDIと当局の創立

第1章 パラグアイ原住民機関

条項：28～32迄

第2章 INDIの運営管理について

条項：33～52迄

表題3 資源の契約、購入、譲渡、監査及び免税について

第1章. サービス及び作業の契約、購入及び譲渡について

条項: 53～56迄

第2章. INDIの資源について

条項: 57～61迄

第3章. 監査及び免税について

条項: 62～67迄

表題4

唯一の章. 臨時的処置及び諸処置

条項: 65～76迄

7.2.3. 協定第167号 独立国の原住民及び一般民族に関する提言

1989年6月7日にスイスのジュネーブにおいて署名されたこの協力では、1957年の国際的な権利に関する条約の内容を更に発展させること及び全世界の原住民や一般的な民族に対するそれまでの規制を無効にし、新たな世界的規約を設定することが定められた。

その内容は、世界の共通した認識となっている人権、経済、社会及び文化的権利の国際協定及び差別を防止する諸措置を尊重させるものである。

当協定は8つの部門より構成されており、下記の通りである。

第一部：主旨

第二部：土地

第三部：雇用の契約と条件

第四部：専門、工芸及び農村工業育成

第五部：社会保険と衛生

第六部：教育と情報メディア

第七部：運営

第八部：その他

8. 非政府機関（NGO）及び外国政府機関の原住民への支援

8.1. 非政府（NGO）及び民間機関

8.1.1. メノニータ原住民協力サービス協会（ASCIM）

主にニバクレ族及びレングアに属する原住民とメノニータの長期に渡る接触の成果として1976年に本協会は創立・組織された。

現ASCIMは創立より日が浅いが、当機関の背景は1927年のチャコにおける初めてのメノニータ定住地が、原住民の伝道、教育、衛生協力及び定住等、宗教的目的により伝道コミッティを創立した事が発端となった。

ASCIMの地理的範囲

ASCIMの範囲は”中央チャコ”と呼ばれ、チャコ横断道路の左右に40キロの範囲でアスンシオンから350キロ地点から500キロの地点に位置し、西部の広範囲を対象としている。

従来レングアが住んでいたこの土地には、現在メノニータの開発による仕事、安定した食糧、衛生、教育等にひきつけられた9部落約18,000人の原住民が住んでいる。

ASCIMの目的

全体的目的

- －原住民部落の社会・経済的活動の援助
- －農牧定住用地確保の為の諸手続きの助成
- －私有地に基づいた生存の促進を目的とした経済的援助の提供
- －原住民の意向を尊重し、援助を双方の協力に基づくものとして実施

社会的目的

－本協会是一方では原住民の社会及び文化保存と、もう一方では活動への活発な参加の権利を与える法令904号の目的に従っている。

- －このため、教育、育成等のサービスを提供し、原住民の青年に周辺の社会・経済活動への参加に必要な知識と能力を獲得する機会を与えている。
- －予防及び広報による衛生問題への優先的な対応による、衛生状況の向上。
- －原住民の各分野における訓練の促進。

宗教的目的

- －原住民教区及びクリスチャン・ミッションとの常時の情報交換及び協議による協力。
- －慎重に個人作業を選択し原住民に対し伝道する。
- －原住民の教会の活動を容易にする環境の創出と中央チャコの各部族の平和的共存。

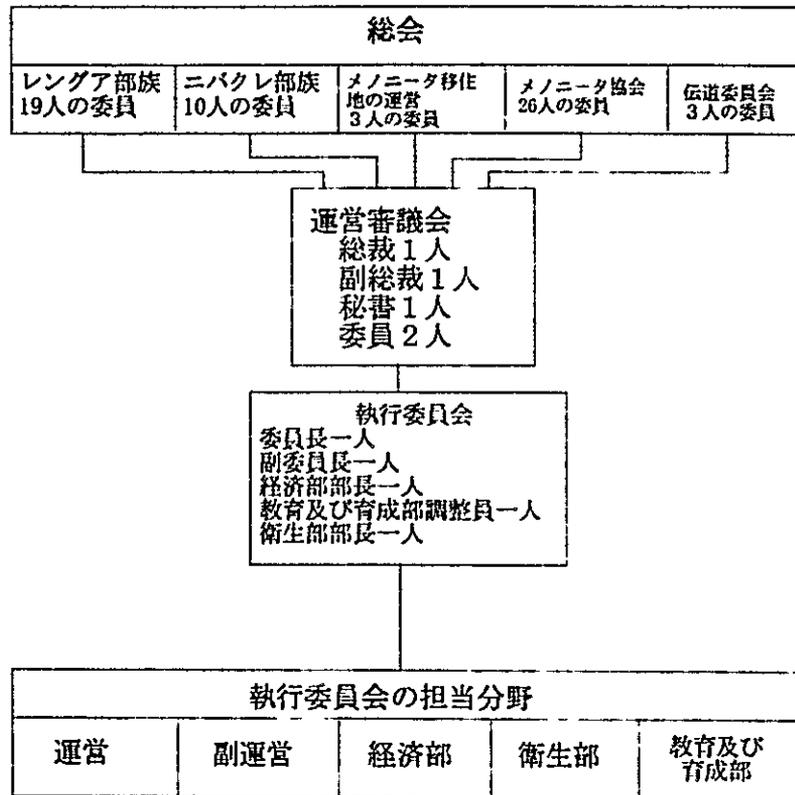
組織

定款によれば当協会は、総会及び運営審議会等の機関を通じて運営される。

総会は定期及び臨時に行われる事が可能で、企画、総決算、審議会の報告等の検討と承認及び審議会の委員の選定を行う。定款によれば定期総会は51人のメノニータ及び原住民教会の代表と目的に沿い五つに分かれたグループにより構成されている。各グループは構成員の中から協会の運営審議会の代表として3年間選ばれる。

運営審議会は会員から選ばれた5人で構成される。彼等は総裁、副総裁、秘書（メノニータ代表）と2人（原住民）の委員である。

執行委員会は局、副局、経済部、衛生部、教育及び育成部（図－3のASCIM組織図を参照）の5つの部局に配属される5人によって構成されている。



出典：ASCIM, 1993年度フィラデルフィア

図-3 ASCIMの組織図

活動内容

a) 社会組織

1, 985年以後は共同活動及び共同事項の保護を目的とし、24人の農業定住地のリーダーを集める地方審議会が存在している。これらの諸部落は、徐々に法令904号で定められた方法を通じて国家に参加する感心を持ち始めている。1, 992年までに、8つの部落が法人としての承認を申請し、承諾を得ており、うち6つは夫々の土地の権利書も得ている。

b) 部族間協力

各部族は夫々の運営制度を持つが、各部族の組織的関連もある。例えば、レングア、ニバクレ、サナパガ、ゲルマン系パラグアイのリーダーの協会が創立され、社会的地位も向上している。

c) 教育及び育成過程

ASCIMは2,300人の生徒が通う約60校を所有しており、その中には100人の教師が居り、内60人は原住民である。段階的に家庭から学校へ教育の場が移行するよう、幼稚園が設けられ、一学年目は原住民の言語で行い、進学に伴いスペイン語に移して行っている。ASCIMが行った小学校の監査の結果、主な問題は原住民教師の教育水準と生徒の不安定な出席であった。

d) 原住民衛生

原住民部落の中では、予防を主とした衛生向上のための作業が活発に行われている。

衛生のための組織はジャルベ・サンガと主な原住民移住地に位置する10診療所に基礎を措いている。ジャルベ・サンガはこれらの運営の中心機関であるとともに、モデル病院及び職員の半分以上を占め、歯科医、検査員、衛生プロモータ12人を含む原住民の研修センターとなっている。

e) 農牧生産プログラム

12ヶ所の農業移住地には70の村があり、農業用として3～5ヘクタールの1,500ヶ所の畑又は圃場が置かれ、畜産用には30～90ヘクタールの森林が使用されている。

典型的な自家消費作物はサツマイモ、インゲン豆、南瓜、西瓜、キャッサバ等であり、綿花、ヒマ、落花生等が販売作物として栽培されている。又、栽培された9,500ヘクタールの草地と7,700頭の牛がいる。

f) 信用及び流通サービス

信用事業は原住民農牧開発基金と合同で運営されている。主なサービスは栽培用の短期的融資と畜産を助成する中期的融資、そして3つめが農業機械の購入を目的とした融資である。

8.1.2. ソブレビベンシア (生存という機関の名称)

当機関は、1986年に政府に属しない非営利団体として創立され、環境及びパラグアイ原住民部落の環境に関する諸問題の研究活動に従事している。

生存の活動は主に原住民、農民、都市の貧民等貧民状態で生活している者に

集中している。

基本的に生活の改善のため2つの重要な面が考慮されている。

- a) 物理的環境の復元と保全。
- b) 文化価値及び独自の生活様式の保護と発展。

組織の構成

本組織の委員の参加がある総会及び総調整員と各作業分野の調整員が参加する調整審議会によって構成されている。各種の分野で作業を行う23人の委員、人数が変動するボラティア委員及び常時の外部コンサルより構成されている。

作業分野は以下の六つの分野より構成されている。

環境分野：主に自然資源の観測、保護、保全、回復、合理的運営、合理的使用及び環境の向上。

原住民部落分野：歴史の研究を目的とし、原住民部落及び農民に総合的助成を提供している。これらは、彼等の要求、種族とその歴史的調査、文化の回復、土地の確保及び共同用地の権利書等を得る為の法的手続きの助成等を含む。

衛生分野：原住民部落の生成状態を悪くする原因の調査をまず行う。活動方針は病気とその原因の究明後に定められ、優先的に伝統的医術を行うが、最新医術を除外はしない。

移転分野：私的或は好適な教育の活動を通じて行う。この分野では交流のための教育ガイド・ラインを定める。

青年分野：本組織の目的にそって活動する青年グループを集め、環境教育及び環境問題に関する活動に重点をおいている。

運営分野：組織の強化及び各分野の資金の支出、そして各分野の資金を運営している。

原住民プログラム

1. ウンバア・グアラニの環境の回復。
2. アルト・パラグアイのアジョレオ及びチャマココ部落への支援。
3. ピルコマジョ河流域の原住民部落の調整委員会の結成の為の支援。
4. アイ・タブテラの聖地回復のための支援。
5. パラグアイの原住民所有地での森林及び環境破壊のデータ収集。
6. ブラジル原住民合衆組織との衛生強化に関する協力。

8.1.3. 原住民部族協会 (API)

原住民部族協会は公式に認証された最初の民間原住民機関であり、1976年9月に法人として認証がえられた。当初は原住民独自の組織を結成する目的で創立された。

組織

結成に当たり、原住民の総裁、副総裁、書記と会計によって構成される、指導委員会の機能を承諾した。当委員会の基本的な機能は、パラグアイの各部族の代表30人を集め、選挙及び発言の権利が与えられている国立原住民審議会が認証したプロジェクト及び活動を実施することにある。

全国API組織に、経済、社会学、農学、獣医学、医学、教育等に関して専門の非原住民による技術部が加えられており、原住民が行う活動の助言を行っている。

8.1.4. パラグアイ原住民協会 (AIP)

パラグアイ原住民協会は、民間の非営利団体で1942年に創立され、法人として認証された。原住民部族協会 (API) とは異なり、原住民によって管理されておらず、指導委員会は原住民に関するボランティアの人々によって構成されている。

目的

AIPの当初の目的は慈善事業であったが、1972年のパイ・タブテラ・プロジェクトの実施が、当協会のプロジェクトに基づいた活動の開始のきっかけとなった。

当協会は東部において、アミスティーミッションと合同で、パイ・タブテラ、ウンブア及びアチェ・グアジャキ等の部落において各種のプロジェクトを実施した。西部においては、APIとピルコマジョの司祭と合同でニバクレ及びアジョレオ部族に属する部落でプロジェクトを開始している。

主な活動

現在、基本的には下記のチャコの3部族を対象として業務を行っている。

ー ボケロン県のラグナ・ネグラ地区のグアラニー族のニャンデバ。当原住民の名義で10,000ヘクタールの土地の所有権が得られ、農業開発の振興、井戸及び学校の建設、そして医療サービス等が行われた。

ー アルト・パラグアイ県のプラット・ヒル空港から南に35キロ地点のアジョレオ。ここでは、当部落の名義で20,000ヘクタールの土地が得られ、住居及びため池等が数個建設されたが、現在この場所を離れメニータの地域に戻っている。

ー マリアノ・ロケ・アロンソのマカ。ここでは、彼等の申請により、上水施設と電話の取り付けの手続きを行い、東部のチャコ・イにおいては羊、ヤギ等小家畜への助成を行っている。

8.1.5. マリア・インマクラダ信者

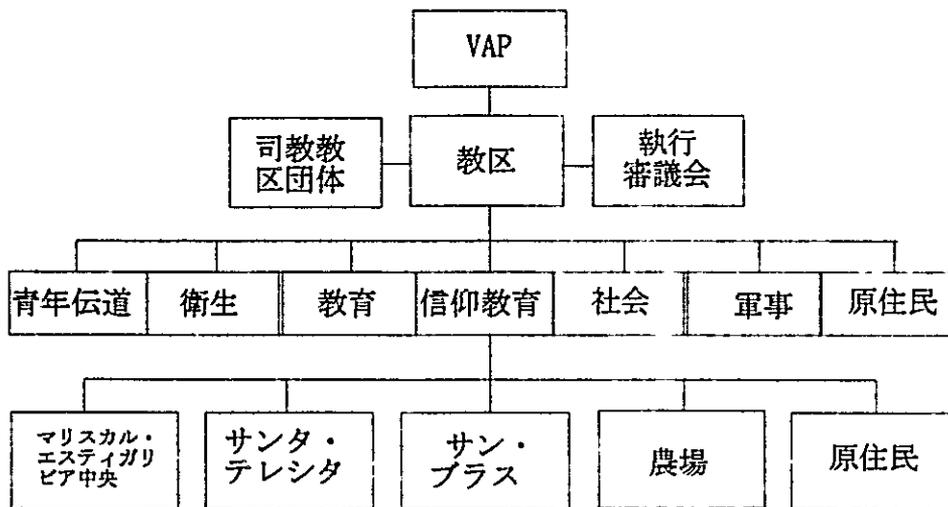
サンタ・テレシタのミッションが、チャコ横断道路の約530キロ地点のマリスカル・エスティガリア地区に配置されている。組織的にこのミッションはピルコマジョの使徒教祖（VAP）の管轄で、地理的には広範囲でプレシデンテ・アジェス県とボケロン県を含む。

本組織が定めた上位目的は「教区の統合を目的とした、社会、文化、経済、宗教等の全ての水準における部落の自発的行動」と「客観的な立場からの現況の認識と責任体制のための原住民の認識」である。

本ミッションで働く信者の数は、神父2人、シスター4人とマリカル・エスティガリア地区で働くVAPの職員を合わせて約60人の信者がいる。

組織

この地区のVAPは、3つの教区、1つの教区司教団体と各教区が参加する審議会で構成され、主な活動分野として青年伝道、衛生、教育、信仰教育、社会、軍事及び原住民等を持ち、マリスカル・エスティガリア中央、サンタ・テレシタ、サン・プラス、農場及び原住民部落の5つの地区で活動している（図-4を参照）。



出典：1995年、チャコ、サンタ・テレシタ・ミッション

図-4 ピルコマジヨ使徒教祖の組織図

サンタ・テレシタミッションの助成を受けている部族

- a. 約700人により構成されるグアラニー族のグアラジョ。
- b. ニバクレの約400人
- c. タピエテの約150人

上述の部族は約9,000ヘクタールの土地に定住しており、各部族の名義に次の様に記述されている。グアラジョスのために4,700ヘクタール、ニバクレのために2,000ヘクタール、タピエテのために1,000ヘクタール及びその他共同所有として1,000ヘクタールである。

衛生及び教育分野での主な活動

VAPがマリスカル・エスティガリビアで行っている活動は様々であるが、この報告書作成の対象としたのは衛生と教育の分野である。

衛生

原住民部落における宗教ミッション等の組織が進める活動の中で、習慣、宗教等文化の統合や変動があるため、最も微妙な点が衛生の分野であり、衛生の強化のためには、常時政府機関の協力が必要である事は言うまでもない。

サンタ・テレシタミッションでの衛生の強化は下記の通りである。

- － 婦人の育成、経験による産婆。
- － 社会厚生福祉省との調整の下に進められている予防強化。
- － 3つ部族を統合する衛生委員会の創立と調整
- － 緊急の場合対応する医務室

コレラ等の病気が発生した場合を考慮し、サンタ・テレシタのミッションは社会厚生福祉省の協力を得て、下記の活動を行い、継続している。

- － 食糧の洗浄、体を清潔に保つ事、トイレの建設等の必要性の認識の為の講習会。
- － 大部分の部落へ配布された指導用のポスター及びパンフレットの作成。
- － 衛生普及員への緊急時のための応急処置の指導。
- － 水の浄水化のための”アジュディン”（塩素系の漂白剤）使用法の指導と配布。
- － ミッションの医務室及び薬局は、病気発生の場合を考慮し準備されている。

ミッションの衛生分野に関する主な問題

- － 看護婦及び衛生普及員の給料を支払う為の社会厚生福祉省の予算が不足している。
- － 衛生普及員の育成の為の講習会が充分でない。
- － 病人を運ぶ為の適切な方法（救急車）が無い。

- －定期的に蒸留水が不足する。
- －社会厚生福祉省による薬品（予防注射）の提供が少ない。

教育

司教教区が担当する学校は約3,000人が通う約20教区学校で、マリスカル・エスティガリビアでは朝と昼に1年から6年まで約250人が通う”サンタ・テレシタ”原住民用の学校がある。そして、もう一つの”サンタ・マリア・デル・チャコ”原住民及びパラグアイ人用の学校では1年から6年まで合計約160人の生徒がおり、70人が朝と昼にわかれて1年から3年まで通っている。

現在ミッションは、21人の教師を抱えており、13人は”サンタ・テレシタ”で教え、8人はマリスカル・エスティガリビア中央で教えており、全ての教師は教育・文化省より給料をもらっているが、このうち8人のみが2つの制度の給料をもらい、13人は一つ（219,000ガラニー＝約115\$）しかもらっていないため、大部分がVAPから少ない追加の手当（80,000ガラニー＝約42\$）を貰っている。

ミッションでの教育に関する主な問題

- －年度終了前の学校の中退が多い。
- －教師の給料を支払う為、教育・文化省の予算が不足している。
- －教材が不足している。
- －教育施設が不足している。
- －教育育成の講習会が不足している。

8.1.6. 新部族ミッション

”パラグアイの新部族ミッション”は1946年に創立され、1952年11月20日に法人として承認された。非営利団体の宗教機関である。

目的

当機関の目的は、概略的には初等教育、仕事、生活の整理等に関する原住民の水準を向上させるための教育センターの創立である。

対象地域

- －アマンバイ県のパイ・タブテラ（ピラ）ミッション。

- －プレシデンテ・アジェス県のアンガイテ（サン・カルロス）ミッション。
- －アルト・パラグアイ県のチャマココ（バイア・ネグラ）ミッション。
- －ボケロン県のアジョレオ（カンボ・ロロ）ミッション。
- －ボケロン県のマンジュイ（サンタ・ロサ）ミッション。
- －ボケロン県の（フィラデルフィア）。

組織

新部族ミッションは、次に示す指導委員会によって構成されている。

- a. 各個所に置く合同作業の調整を機能とする調整団。
- b. 機関の機能の為の規制の設定と作業の管理を機能とする執行団。
- c. 言語調整委員会の定期的査察等を行う技術団。

行われてきた活動

- a. 主に初等教育、成人教育、教師、衛生普及員等の訓練。
- b. 衛生
 - －助成サービス：医療、歯科、産婦人科等。
 - －衛生教育：ボランティアの人の育成、救急手当、予防注射、研究と栄養、
- c. 農牧業開発
- d. 原住民の定住と土地の保全の手続き
- e. 法的サービス
- f. 伝道

ミッションによって行われた原住民プロジェクト

パイ・タブテラ・プロジェクト：アマンバイ県のペドロ・フアン・カバリエロ市から南へ65キロ地点に位置するピラと称する地区にて1977年に開始され、下記を主な活動としている。

- －教育：成人の文盲教育及び原住民の教育履修課程を習わせる活動に基づいている。
- －衛生：予防やその後生じた必要性に基づいている。
- －経済：製材所の作業の訓練、木工及び建築の育成等。

アンガイテ・プロジェクト：プレシデンテ・アジェス県（チャコ）のサン・カルロス地区において、1977年に開始した。行われてきた主な活動は下記の通りである。

- ＝教育：教育及び文化省が認証する完全小学校の水準に達成するために必

要な指導とコースを提供するための教育。成人文盲教育。

－衛生：毎日の伝道者による医療診断と予防注射の継続。

－経済：農牧業及び家庭生産の開発の支援、又、独立できるための自主性の開発。

チャマココ・プロジェクト：アルト・パラグアイ県のバイア・ネグラから南へ4キロ地点のプエルト・ディアナ地区で1981年に開始された。行われてきた活動は下記の通りである：

－教育：教育及び文化省が雇用している教師が実施している。

－衛生：発表された処方箋に基づき低価格で薬品を提供している。

－経済：農牧業開発を行っている。

アジョレオ・プロジェクト：フィラデルフィア北部のカンポ・ロロ地区で1979年に開始されている。行われてきた活動は下記の通りである。

－教育：成人の文盲教育及び全学年制小学校の為の必要資材の提供。

－衛生課程：毎日の看護婦の対応、予防注射及びフィラデルフィアのメノニータ移住者への協力。

－経済：主に農業及び畜産分野の振興。

マンジュイ・プロジェクト：フィラデルフィアより西方に220キロに位置するサンタ・ロサ地区において1971年に開始された。行われてきた活動は下記の通りである。

－教育：成人の文盲教育及び全学年制小学校の為の必要資材の提供。

－衛生課程：毎日の看護婦の対応、予防注射及びメノニータ移住者への協力。

8.1.7. 他の民間機関

- 1) パラグアイ原住民部落への協力
- 2) アスンシオン・カトリック大学社会・人類学研究センター
- 3) 原住民部落連帯委員会
- 4) ラサレ兄弟の修道会
- 5) 原住民資産の保護
- 6) 国立ミッション団体（カトリック）
- 7) バイア信仰
- 8) パラグアイ・フランシスコ系修道士

- 9) パラグアイ原住民間のドイツ・ミッション
- 10) バプテスト派ミッション
- 11) 友好ミッション (バプテスト派)
- 12) ベルボ・ディビノ (御言葉) ミッション
- 13) パラグアイ・聖霊降臨運動・ノルウェー・ミッション
- 14) モルモン教会・パラグアイ・ミッション
- 15) 法的社会・人類学サービス
- 16) サレジオ会のミッション
- 17) マリア・インマクラダ在院
- 18) パラグアイ使徒教区
- 19) ピルコマジョ使徒教区
- 20) パラグアイ赤十字
- 21) サンタ・テレサ医院
- 22) パラグアイ英国国教ミッション
- 23) 統合農村調査センター

8.2. 公的な国際協力機関

8.2.1. 国際協力事業団 (JICA)

部落名：マチャレットティ (ラグナ・ネグラ)

部族：グアラジョ

部落のリーダー：テオフィロ・アロジョ

国際協力事業団 (JICA) は原住民部落を援助する外国政府機関の一つであり、このため、マリスカル・エスティガリア地域のマチャレットティとして知られるラグナ・ネグラ地区でJICAは日本海外青年協力隊に属する2人の隊員を派遣し、主に農業、農村開発等の開発の協力を行っている。

この部落は1,988年よれ当事業団による協力を受けており、現在まで協力隊により各回2人ずつ協力が3度、夫々2～3年の間に行われ、この間当機関は農業生産、農村開発、及び社会面等の促進に努力を集中した。当機関の特徴的な協力は、彼等と同居しながら作業を通じて行われていることである。

マチャレットティ部落は面積約7500ヘクタールの土地を所有し、緯度S 22°

16' 41" と W60° 25' 38" に位置し、人口約300人（52所帯）で、主な活動として農業を営み、副業として工芸やマリスカル・エスティガリビア又はフィラデルフィア等の都市で雇用人として働いている。この部落の主要作物としてトウモロコシ、ヒマ、ソルガム、南瓜、インゲン豆、キャッサバ等が栽培されている。

栽培用地は約175ヘクタールで1所帯当たりの平均が3.4ヘクタールである。流通は会員約20名の仮農協を通じ、マリスカル・エスティガリビア（西瓜）とフィラデルフィア（トウモロコシ、ヒマ、ソルガム、インゲン豆等）の市場で行われている。作物の運搬のため、当仮農協ではトラックとキャリアー付きトラクターをもっており、フィラデルフィア迄の運賃は75,000ガラニー（約39\$）である。

主な協力

- －医務室（診療所）：当部落そして臨時的に他部落の人間の救急手当を行う為に小さな医務室が設けられている。基本的な薬品を所有しているが、現在医者や看護婦は居らず、一人の衛生普及員ともう一人育成段階の者がおり、その外は3人の婦人が産婆として訓練されている。
- －技術協力：主に農作物について行い、このため種子等の資材を提供している。
- －車両の修理：流通手段及び緊急時の対応の為に使用している。
- －飲料水の提供：井戸等の貯水システムの建設によっておこなわれており、7箇所建設された。
- －畜産強化の援助：近々設置される畜産の強化に必要な施設を準備しており、基本的には深井戸（192m）3,000メートルの配管とJICA資金で建設されたオーストラリアン・タンクが対象である。
- －その他

8.2.2. ドイツ(GTZ)の技術協力

東部のカサニリオ地区のトバ・マスコイ部落は、衛生化及びチーズ生産向上計画でGTZの特別な小規模援助をうけている。

当プロジェクトは約3年間の期間、約60,000マルク（約4,300\$）の額でドイツ政府の承認を得て、GTZ独自の資金で行われている。

9. 結論と勧告

9.1. 結論

1) 本調査の目的はパラグアイの原住民の現況を認識することであり、これら原住民を含む開発計画の策定の基本的かつ便利な情報源となるため作成され、チャコの6つ以上の部落、東部の5県における5部落を対象として行われ、全国に存在する部族の半分はカバーした。

2) 1992年度の国勢調査によれば、パラグアイの原住民は、5つの言語、17部族より構成されており、計49,487人で総人口の1.2%を占め、そのうち59%は西部に住み、41%が東部に住んでいる。また原住民の特徴として人口の大部分は都市部に集中している（約94%）。

3) 社会・経済状態については、生産的な観点からだけでなく、衛生、教育等の観点からも政府や民間の機関が行った努力は数多く、一部では比較的良い結果がえられ、その他のものでは部分的には成功しているが、原住民の大部分の生存に関する基礎的な社会問題を総合的に解決したものは無い。

4) 土地所有に関しては、現在この問題は部族の文化の存続のみでなく、民間及び政府機関が推進する全ての課題である原住民の私有地での農牧業生産者への転換にも影響するため、社会・経済的な発展を阻害する重要な問題の一つとなっている。

5) 原住民部落は実質的に全国に分布しており、衛生及び教育等の政府担当機関のアクセス及び対応が難しいため、現在でも悪条件にある地域社会及び部落の運営状況がより悪化する傾向にある。

6) 原住民部落の数少ない開発手段として農牧業があるが、生産組織が未だ乏しく、技術水準及び収量が低いため、この活動のみでは生存できない。しかし、政府及び民間の機関が部落において行った努力のおかげで、技術援助、融資援助等多くの恩恵を受け、当地域の大規模な開発が可能となった。

7) 環境の荒廃により、伝統的な生存手段が失われ、また職場の不足と不安定が加担して原住民が貧困な状態となり、栄養失調により様々な病気にかかり易くなる等の社会問題が生じている。

8) 法的には、原住民にとって1992年は前例の無い年で、国定憲法制定委員会で憲法の中に原住民に関する章（第5章）が承認され、原住民の参加が得られたが、法的課題を執行する経済的な方針が欠けているため、現在法律理論的な承認のみとなっている。

9) 国内には、国立及び外国の原住民団体が約30存在し、大部分の開発地域で全国の原住民に協力しているが、これらの団体の効果的な調整が原住民部落にとってより有効になるであろう。

9.2. 勧告

1) 原住民への外部からの協力の運営をより有効なものとするため、また活動の重複をさけるため、更には援助を必要とする原住民部落の選定のために、原住民関連の政府機関であるパラグアイ原住民機関（INDI）が、政府及び民間の機関が進める課題及び活動の調整や観察及び評価を行えるような機能を持つことが必要である。

2) 政府はINDIが要請する経済的援助を可能な限り提供すると共に、農村福祉院が行っている手続きを早くするために地方にその機能を移すことによって活発化し、憲法に定められているように全国の原住民への同等な土地の分配、地権の承認等を実現し、これ等の不備から生じた重大な社会・経済問題を解決することが望ましい。

3) 教育、衛生及び生産を含む総括的開発課題を実行するために、政府は独自又は外国の資金を調達する努力を行うことが望ましい。

4) 原住民の約94%は農村地帯に住んでおり、今日これらの部落の生存の手段として農牧業を営んでいるため、農牧省（MAG）の農業方針の中に原住民を含む必要があると共に農牧省内部に原住民に関連する部局を結成する必要があり、又、原住民部落内の農牧業の開発を強化するため、技術的及び資金的な援助の範囲を増やし、適切な援助を行う必要がある。

5) 政府及び民間機関が実施する活動及び課題の全てに文化の継続を含む必

要があるが、古来の習慣を変える決断は原住民部族に委ね強制してはならない。

6) 森林は伝統的に主要な食糧源であるため、原住民の開発の強化は主に環境の保全の面に対応しなければならない。

7) 近年、数多くの原住民部落は、存在しない政府及び民間の機関を名乗り援助の交換にと偽りの利益を得た人々に騙され、大部分の地域では援助に対する信頼が失なわれているため、原住民に対する課題の解決には偽りの約束は含まず、直ちに実施するべきである。

8) 政府は当局を通じて、近年アルト・パラグアイ県（チャコ）で生じているブラジル人の侵略という重大な問題を解決すべきである。なぜなら、これは従来から原住民の環境と自然資源の破壊であり、新しい習慣による個性的な文化の消失、新しい病気の伝播及び原住民の非合理的な搾取を意味するからである。

10. 参考文献一覽

10.1 参考文献

- 1) Congreso Nacional, Constitucion Nacional del Paraguay de 1992. Asuncion 1992.
- 2) Glesbrech, H. informe General de Trabajo, Asociacion de Cooperacion Indigena Menonitas, Loma Plata 1993.
- 3) Sercretaria Tecnica de Planificacion, Censo nacional de Poblacion y Vivienda 1992, Asuncion 1992.
- 4) Banco Paraguayo de Datos, United Nations Association - International Service, Acontecimiento y Perspectiva, Asuncion Enero de 1990.
- 5) Mision de Amistad, Asociacion Indigenista del Paraguay, Poblacion y Tierras indigenas en la Region Oriental del Paraguay, Asuncion 1977.
- 6) MAG/INDI, Jornadas de Consultas Interetnias e Institucional sobre el Desarrollo del Bajo Chaco, 1992.
- 7) MAG/JICA, Estudio del Plan Maestro del Proyecto de Desarrollo Agropecuario Integrado del Bajo Chaco, Asuncion Marzo 1994.
- 8) Sthail Wilmar, Escenario Indigena Chaqueno Pasado y presente, ASCIM, Filadelfia 1992.
- 9) ASCIM, Quien es mi projimo, Filadelfia 1986.
- 10) Dionisio Gonzales Torres, Cultura Guarani, Asuncion 1993.
- 11) Ministerio de Educacion y Culto, Anuario Estadistico, Noviembre de 1994.
- 12) Miguel Chase Sardi, El Derecho Consuetudinario Indigena, Bibliografia Antopologica del Paraguay, Asuncion 1990.
- 13) ASIM, En busca de una subsistencia Agraria, Situacion Socio Economica de los inditgenas del Chaco Central, Filadelfia 1993.
- 14) Republica del Paraguay, Ley No. 904/81 Estatudo de las Comunidades Indigena,

Asuncion 1982.

15) Secretaria Tecnica de Planificacion, Cenco Nacional de Poblacion y Vivienda
1992 - Mapas Censales, Asuncion 1992.

16) ASCIM, En busca de una subsistencia agraria, informe documental de la ASCIM
- Video tape, 1990.

10.2 調査機関

政府機関

- ーアウグスト・ボケル博士、INDI企画部
- ーギリエルモ・セスペデス農牧技師、農村開発審議会国立調整員（農牧省）。
- ーリディア・サリナス学士、原住民定住地調整事務所（社会厚生福祉省）。
- ーホルヘリナ・スリアン教師、地方原住民教育監督（教育・文化省）。
- ーアリデル・ベニテス農牧技師、農牧普及局アマンバイ県監督（農牧省）。
- ーイダ・ビリアルバ農村産科士、ウブジャウ衛生センター（社会厚生福祉省）。
- ービクトル・レカルデ・ペレス農牧技師、コンセプション県アソテイ幹部、農牧普及局（農牧省）。
- ーアルシダ・ゴンザレス博士、サン・ペドロ県農村監督、小農公庫(CAH)。
- ーカルロス・ベニテス博士、原住民衛生部部長（社会厚生福祉省）。
- ーグラディス・カセレス農牧技師、農業教育局（農牧省）。

民間機関

- ーヘルムット・ギエスブレッチ氏、ASCIM執行委員長。
- ーメルセデス・カリェ・ディアス・シスター、ピルコマジョ教区 (VAP) 学校校長。
- ーラファエル・レジエス・パルガ博士、パラグアイ原住民教会会長 (AIP) 。
- ーポール・ウィマ氏、パラグアイ新部族ミッション会長。
- ーエベ・ゴンザレス技師、アルテル・ビダ。
- ーマリア・デリシア・ロメロ婦人、友好ミッションの臨時管理人。

原住民

- －エミリオ・ヒメネス氏、ピルコマジョ河多目的使用国立委員会の原住民代表。
- －アンドレス・チェンメイ、マリアノ・ロケ・アロンソのマカ部族のリーダー。
- －ヘノベバ婦人、チャコのフェルヘイン移住地のニバクレ原住民部落。
- －テオフィロ・アロジョス氏、マリスカル・エスティガリビアのラグナ・ネグラ（マチャレットイ）のグラジョ原住民部落のリーダー。
- －アンドレス・フランシスコ氏、チャコのネウランド移住地のカジン又はクリン原住民部落。
- －エベリオ看護夫、原住民看護夫、コンセプション県、ウブジャウのウパレウ原住民部落。
- －ニコラス・デュアルテ氏、コンセプション県、ウブジャウのウラペウ・パイ・タブテラ原住民部落。
- －カタリノ・ゴンザレス氏、原住民教師、アマンバイ県サブカイ原住民部落。
- －ベニト・サラビア氏、アマンバイ県、イタ・グアス、パイ・タブテラ原住民部落。

